

令和 6 年度

# 上越市の男女共同参画の取組

新潟県上越市

## はじめに

当市では、平成 13 年に「男女共同参画都市宣言」を行い、「上越市男女共同参画基本条例」の制定、「上越市男女共同参画基本計画」の策定を通じ、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、個性と能力を十分に發揮でき、社会のあらゆる分野で平等に参画できる男女共同参画社会の実現に向け、市民や地域、事業者等の皆さんと共に、多様な取組を推進してきました。

令和 5 年 3 月には、令和 5 年度からの 5 年間を計画期間とする「上越市第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、目指すまちの姿を「男女が、互いの人権を尊重し社会のあらゆる分野で平等に参画できるまち」と定め、取組を進めています。

令和 6 年度、市の男女共同参画を推進するための拠点である上越市男女共同参画推進センター（ウィズじょうえつ）が実施した講座の延べ参加者は 319 人、アンケートの対象となった講座参加者の満足度は 81.9% となり、令和 5 年度の延べ参加者数 238 人、満足度 77.5% をいずれも上回りました。

本書は、上越市男女共同参画基本条例第 21 条（施策の実施状況の公表）に基づいて、令和 6 年度に実施した男女共同参画の推進に向けた各種施策の実施状況を公表するものです。

本書を通じて、市民の皆様に男女共同参画の現状や取組について理解を深めていただくとともに、市民と行政の連携によるまちづくりを進め、男女共同参画社会の実現につなげていくことを目指しています。

上　越　市

## 目 次

はじめに

目 次

市の施策の実施報告

- ◆第4次男女共同参画基本計画に基づく令和6年度取組実績 ..... 1~18
- ◆第4次男女共同参画基本計画に基づく令和7年度実施計画 ..... 19~33

市の各種委員会・審議会等における女性委員の登用状況 ..... 34

男女共同参画推進センターに関する事業報告

- ◆男女共同参画事業 ..... 35~39
  - ◆女性相談事業 ..... 40~42
- 令和6年度男女共同参画推進センター講座開催実績 ..... 43~57
- 令和6年度情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」一覧 ..... 58

# 市の施策の実施報告

市では、第4次男女共同参画基本計画における2つの分野に対応する6つの基本目標、18の重点目標、38の施策の方向に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を体系的・計画的に進めました。

これらの取組については、毎年、計画に基づき進めてきた取組の内容や実績の評価を行い、合わせて、当該年度の事業を計画し、その結果を市民の皆さんに公表することとしています。

令和6年度に市が行った男女共同参画に関する取組について、A～Dの4段階で評価した結果を以下のとおりまとめました。

## 第4次基本計画に基づく令和6年度取組実績

○ 計画に基づき取組を進めている100の取組のうち、目標を達成したと評価する「A」の項目が91、ほぼ達成したと評価する「B」の項目が8、未達成の「C」が1、未実施の「D」が0となっており、令和6年度の総括としては、「目標を達成」又は「ほぼ達成した」とする取組が全体の99.0%となっており、今後さらに改善・工夫等を図っていく取組はあるものの、全体的には概ね目標は達成できたものと考えています。

事業評価結果

評価	事業数	割合
A	91	91.0%
B	8	8.0%
C	1	1.0%
D	0	0.0%
計	100	

表中、「評価」の項目は、設定した指標値等に対して実績値や実施状況を評価したものです。

(評価値)

- A 目標は達成された
- B 目標はほぼ達成された（80%程度）
- C 目標に達しなかった
- D 目標は立てたが実施しなかった

**◆第4次男女共同参画基本計画に基づく令和6年度取組実績**  
**<令和6年度取組実績の評価>**

**I 男女が等しく参画するための社会環境整備**

**1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり 5箇～7箇 【20事業】**

- ▶ 「A」評価…20事業、「B」評価…なし、「C」評価…なし、「D」評価…なし

広報や出前講座、保育園及び学校教育の場等における啓発活動など20の取組で、すべて評価は「A」となりました。

令和5年度「C」評価であった「地域等に向けた男女共同参画の意識啓発」の取組では、男女共同参画推進センターが地域や学校、企業などが開催する研修や会議などに講師を派遣する出前講座を、年間12回開催し、令和6年度の目標は達成しました。

**2 男女共同参画を実践できる環境づくり 7箇～12箇 【39事業】**

- ▶ 「A」評価…32事業、「B」評価…7事業、「C」評価…なし、「D」評価…なし

「A」評価とした「地元企業の魅力や情報の発信、U I Jターンによる雇用促進及び若者の市内定住促進」では、これまでの取組に加えて、女性を含めた若者の市内企業への就労と定着を促進するため、求職者と企業側の募集ニーズをマッチングするポータルサイトを立ち上げ、運用しました。

ひとり親家庭等への支援の充実を図るため、「養育費取り決めのための費用を助成する」新たな取組を行い、必要としている人への確実な制度の周知に努めました。

**3 女性が活躍できる社会づくり 13箇～14箇 【14事業】**

- ▶ 「A」評価…13事業、「B」評価…なし、「C」評価…1事業、「D」評価…なし

「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施」では、令和6年度が第2次計画の後期計画最終年度でしたが、目標達成は14項目中8項目であったため、「C」評価としました。ただ、男性の育児休業取得率は令和2年度後期計画策定期から向上し、令和6年度は72.7%になるなど、大幅に改善が図られた項目もあることから、引き続き「男女ともに仕事と子育てを擁立できる職場」「女性や子育て中の職員が持てる能力を十分に發揮できる職場」の整備に向けて取り組んでいきます。

「市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上」については、令和6年4月の地域協議会委員改選により前回選任時より女性委員が5.4ポイント増えるなど、全体で29.1%となり、前年度の28.0%より向上させるという目標を達成したことから「A」評価としました。

**4 推進体制の整備 14箇～16箇 【17事業】**

- ▶ 「A」評価…15事業、「B」…1事業、「C」評価…1事業、「D」評価…なし

「C」評価とした「市民への男女共同参画に関する情報提供と情報発信」については、図書貸出数200冊以上・貸出人数95人以上を目標として、講座の開催に合わせて市立図書館の図書も加えたテーマ展示を行うなど新たな取組を行いましたが、貸出数は上回ったものの、人数は達成できませんでした。

## **II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援**

---

### **1 暴力を許さない社会づくり 16 ジー～17 ジー 【8事業】**

- ▶ 「A」評価…8事業、「B」評価…なし、「C」評価…なし、「D」評価…なし

### **2 被害者等への支援 18 ジー 【6事業】**

- ▶ 「A」評価…6事業、「B」評価…なし、「C」評価…なし、「D」評価…なし

これまでの取組に加えて、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）に、当市のランドマークである高田城三重櫓を、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーの紫色でライトアップする「パープル・ライトアップ」を行い、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼び掛けるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージを込めた啓発活動を行いました。

また、令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、支援対象がより広い「困難な問題を抱える女性」となったことから、女性相談員3人のうち一人を、支援に関するマネジメント、他機関調整の代表役、ほかの相談員に対するスーパーバイズ(指導、指揮、監督)等統括指導的な業務を担う職員として配置し、安心して相談できる相談窓口体制の強化充実を図りました。

施策の分野【2】		基本目標【6】		重 点 目 標【18】		施 策 の 方 向【38】		事業数	評価の内訳					
									A:達成	B:ほぼ達成	C:未達成	D:事業未実施		
I 男女が等しく参画するための社会環境整備	1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり	▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20	(1)	男女共同参画についての理解の促進と意識啓発	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進 ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	重複1	3	重複1	3					
			(2)	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 ②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	5	5							
			(3)	男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進 ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	1	1							
			(4)	子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	3	3							
	2 男女共同参画を実践できる環境づくり	▶ 重点目標：5 ▶ 施策の方向：12 ▶ 事業数：39	(1)	労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現	①ワーク・ライフ・バランスの浸透 ②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進 ③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	重複1	4	重複1	3	1				
			(2)	子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	6	6							
			(3)	女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備	①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組 ②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進	重複1	3	重複1	2	1				
			(4)	生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発 ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	2	2							
			(5)	貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備	①生活困窮者の自立促進の支援 ②ひとり親家庭等への支援の充実 ③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進	1	1							
			(1)	女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ②女性の再就職への支援	2	2							
II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援	3 女性が活躍できる社会づくり	▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：14	(2)	企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供 ②女性の参画情報の調査、公表	重複1	2	重複1	2					
			(3)	市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進 ②女性職員の積極的な登用	重複1	3	重複1	3					
			(1)	男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化 ②市民や活動団体への支援	2	2							
	4 推進体制の整備	▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17	(2)	男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施 ②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	4	4							
			(1)		重複1	8	7		重複1	1				
	1 暴力を許さない社会づくり	▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8	(1)	暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	2	2							
			(2)	相談窓口の充実	①女性相談事業の充実 ②その他相談機関との連携	1	1							
		▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6	(1)	発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 ②被害者への安全確保のための情報提供	3	3							
			(2)	自立への支援	①生活再建の支援 ②同伴者への支援	1	1							
合計（重複登載分を除く合計）								100	91	8	1	0		
								目標達成状況	91.0%	8.0%	1.0%	0.0%		
									99.0%		1.0%			

## 第4次男女共同参画基本計画に基づく令和6年度取組実績

施策の分野 I 男女が等しく参画するための社会環境整備

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

### 重点目標(1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発

A : 目標達成又は目標を上回った  
B : 目標はほぼ達成された（80%程度）  
C : 目標に達しなかった  
D : 目標は立てたが実施しなかった

施策の方向	No.	第4次基本計画		令和6年度取組実績				担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①広報などを通じた継続的な意識啓発活動の推進	1	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所男女共同参画コーナー及び市民プラザ男女共同参画推進センターのほか、広報上越や市ホームページ、SNSなどを活用し、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら、市民向けに情報提供する。	男女共同参画に関する意識啓発を図るために、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供により市民への意識啓発を図った。 ・デジタルサイネージによる「男女共同参画週間(6月)」「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」の周知啓発 ・広報上越、市ホームページ、SNS、チラシを活用したセンターの講座や取組の情報提供	A		男女共同参画推進センター
	2	男女共同参画に関する市民への啓発※I-4-(1)-①と重複(No.75)	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の発行により、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介し、市民への啓発を進めた。(年4回、うち町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。	A		
	3	男女共同参画に関する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に関する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進した。	A		人事課
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	4	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で7講座以上)	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図った。 ・センター登録団体委託:9講座 ・直営、共催:3講座	A		男女共同参画推進センター

### 重点目標(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	No.	第4次基本計画		令和6年度取組実績				担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	5	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催する。	地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。 (数値目標:7回開催)	民生委員児童委員協議会や事業所等で開催(7回)し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深めた。	A		人権・同和対策室
	6	地域において男女共同参画を応援していくための人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催するほか、各種講座参加者に対しサポーターの登録を呼びかけ、人材の育成を図った。(懇談会4回、研修会1回実施)	A		男女共同参画推進センター
	7	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回実施し、保護者に公開したり学校だよりや学校ホームページ等で伝えたりする。	学校に対し男女平等教育の授業を年間計画に位置付けることを働きかけ、授業を保護者や地域の方々に公開したり学校だよりや学校ホームページ等で伝えたりするように各学校での啓発を進めた。	A		学校教育課
②小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	8	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を16小学校区で開催する。	16小学校区で地域住民や保護者、学校教職員などを対象にした人権を考える講話会を開催し、ジェンダーを含めた様々な人権侵害の防止に向けた啓発を進めた。(16小学校区で478人参加)	A		社会教育課
	9	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で12講座以上)	男女共同参画出前講座を開催し市民への意識浸透を図った。 (企業や学校・市民団体などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣)(12講座実施)	A		男女共同参画推進センター

施策の方向	№	第4次基本計画			令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
(2)あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施	10	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	消防団の活動は女性も参加・活躍できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施2回以上)	無印良品イベントや高田城址公園での消防団フェスタ、イオン上越店などで消防団員の入団促進活動に合わせて、女性団員の入団を促進するため啓発チラシの配付等を行った。(周知実績4回)	A		危機管理課
	11	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上、情報紙への記事掲載1回以上)	固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催や、情報紙の発行等により意識啓発を図った。(センター講座2講座、出前講座1講座、情報紙1回、アンコンシャス・バイアスについてのパネル展2回実施)	A		男女共同参画推進センター

### 重点目標(3) 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向	№	第4次基本計画			令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①男性における男女共同参画の意義の理解促進	12	男性に向けた男女共同参画の啓発のための広報活動の実施	情報紙などに、男性に向けた男女共同参画の意識啓発情報を掲載する。	情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつかのおりより」への男性向け啓発情報を掲載し理解促進を図った。(6/25号掲載)	A		男女共同参画推進センター
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	13	すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した母子健康手帳アプリの普及と共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する 妊娠届出時において、父親の育児参加について啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナート日開催:妊娠編年間18回(全30回)、出産編年間18回(全30回)、及び、妊娠届出時やセミナーにおいて、父親の育児参加への意識啓発を行った。	A		こども家庭センター
	14	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(1講座実施)	A		男女共同参画推進センター

### 重点目標(4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	№	第4次基本計画			令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	15	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	日々の保育において、「男の子らしさ、女の子らしさ」のような固定的な意識を持たないよう援助するとともに、園行事においても、児童の役割分担や演目等を決める際は、男女の分け隔てなく行うなど必要な配慮を行う。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施した。	A		幼児保育課
	16	担当者を中心とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導し、園職員の意識啓発を図る。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導し、園職員の意識啓発につなげた。	A		学校教育課
	17	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導し、学校職員の意識啓発を図る。	男女平等教育を含む人権教育、同和教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導し、学校職員の意識啓発につなげた。	A		

施策の方向	№	第4次基本計画			令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	18	担当者を中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修会に参加するよう、各学校を指導し、学校職員の意識啓発を図る。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修会に参加し、それに基づく校内研修会を計画的に実施するよう各学校を指導し、学校職員の意識啓発につなげた。	A		学校教育課
	19	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	学校評価等で男女平等教育推進に関する質問を設定し、その結果を学校運営に生かすよう、各学校に指導することで、各学校の調査研究の充実を図る。	学校評価等で男女平等教育推進に関する質問を設定し、その結果を学校運営に生かすよう、各学校に指導し、学校の調査研究の充実につなげた。	A		
	20	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座、出前講座)や関連情報の提供を通して意識啓発を図った。(出前講座1講座実施)	A		男女共同参画推進センター

#### 基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

##### 重点目標(1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現

施策の方向	№	第4次基本計画			令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	21	ここでの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 ここでの健康サポートセンターでの相談	行政機関の各部署や地域の関係機関と連携しながら自殺リスクのある人を早期に発見できるよう努めるとともに、精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発を図る。	・健康づくり推進課や福祉課(すこやかなくらし支援室)において、ここでの相談に対応し、適切な支援につなげた。 ・自殺予防対策連携会議において、関係機関との情報共有等を行ったほか、自殺予防研修会を実施し、地域における自殺予防対策を推進した。	B		健康づくり推進課 福祉課(すこやかなくらし支援室)
	22	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 ※ I-2-(3)-①と重複(No.39)	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への制度周知や意識啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金を交付した。(1件) ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金及び中小企業者等インベーション推進補助金(ワーク・ライフ・バランス推進企業応援事業※)は交付実績がなかったものの、ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページ及び広報上越9月号での周知・啓発などにより、新たに12事業所において国・県の認定取得につながった。 ※新潟県ハッピー・パートナー登録企業等(申請書を含む)が取り組む事業は、支援強化型(ワーク・ライフ・バランス推進企業応援事業)で補助率等をかさ上げして支援。 (支援強化型:稼ぐ力強化、ワーク・ライフ・バランス推進企業応援、メイド・イン上越、観光コンテンツ形成推進) 補助率:3/4 (通常型 1/2) 補助限度額:75万円 (通常型50万円)	A		産業政策課
	23	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。	市ホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行った。	A		
	24	市民へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスマント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(ワーク・ライフ・バランス推進セミナー1講座、出前講座1講座実施)	A		男女共同参画推進センター

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	
②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	25	新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するたの広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	労働環境の改善に向けて、適宜、情報提供を行う。	関係機関が実施する取組や制度について、周知チラシ等の窓口配布や市ホームページでの掲載を行った。	A	産業政策課
	26	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評点に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評点へ加点を行う。	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知した。	A	契約検査課
	27	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。 協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	家族経営協定について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載するほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝え、女性農業者の経営参画に取り組んだ。	A	農業委員会事務局
	28	農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりに農業者年金を周知する記事を掲載する。 農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	農業者年金について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載するほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝え、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組んだ。	A	
③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	29	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(出前講座3講座実施)	A	男女共同参画推進センター

## 重点目標(2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績				担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	30	子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進するため、子育てセミナーやベビー健康プラザを開催する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図った。	A		こども家庭センター
	31	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、ファミリーサポートセンターを運営する。	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保し、各種団体等を対象とした説明会を行ななど会員募集活動を強化するほか、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげた。 ・新規の提供会員は9人となり、総数は365人となった。(令和6年12月時点、昨年度末比+9人) ・依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介し、紹介率100%となった。	A		
	32	放課後児童クラブの運営により、日中に保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の就労を支援する。	放課後児童クラブを開設し、児童の健全育成と保護者の就労を支援する。	保護者の就労形態の多様化などに対応した放課後児童クラブの開設により、保護者が安心して児童を預けることができる環境を整える。 放課後等に保護者が不在となる小学生への育成指導により、児童の健全育成と保護者の就労を支援の両立を図る。	保護者ニーズに即した放課後児童クラブとなるよう、運営方法の見直しを行うとともに、支援員等の増員へ取組と資質向上に向けた研修会を実施し、児童の健全育成と保護者の就労支援の両立につなげた。	A		学校教育課
	33	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えるとともに職員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持した。	A		幼児保育課
	34	保護者の就労形態や家庭環境の多様化による保育ニーズに対応するため、各種特別保育事業を実施し、就労形態、発達、家庭状況等による育児不安の解消を図る。	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図った。	A		
	35	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(センター講座3講座実施)	A		男女共同参画推進センター
②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	36	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図った。(センター講座1講座実施)	A		男女共同参画推進センター

### 重点目標(3) 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績				担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組	37	地元企業の魅力や情報の発信、UIJターンによる雇用促進及び若者の市内定住促進	地元企業を知る機会の提供 企業の就職等に関する情報の発信 インターンシップの実施支援 移住・就業支援金 就労促進家賃補助金	学校や企業と連携し、若者の就業意識を啓発するとともに、市外からの移住者に対する支援やインターンシップの受入れに積極的に取り組む市内企業等への支援を行うほか、専用ポータルサイトを通じて求職者と市内企業をつなぐことで、若者の市内定住・就労を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用ポータルサイトに企業紹介のほか、新卒・中途採用等の求人情報やインターンシップの受入など企業が募集している情報を掲載した。</li> <li>インターンシップ受入事業所を紹介するパンフレットを作成し、市内外の大、短大、専門学校等へ配布した。</li> <li>インターンシップの受入に当たり、学生等へ交通費や宿泊費の支援を行った事業所に対し、経費の一部を助成した。(9事業所・45件)</li> <li>東京圏から移住し、就業等した方へ支援金を支給した。(35件)</li> <li>市外から移住・就労し賃貸住宅に入居する人へ家賃の一部を補助した。(74件)</li> </ul>	A		産業政策課
	38	若者・女性の多様な働きかたに向けた施策、各種支援制度の周知・啓発による活用促進	創業支援利子補給補助金 創業スタートアップ支援補助金 女性起業家創出事業業務委託	女性の多様な働く場づくりを通じて女性の活躍推進や転出超過の状況の改善を図るために、女性起業家の創出に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業支援利子補給補助金 創業者等が創業に当たり融資を受けた際、その利子相当額を補助した。 交付件数:27件</li> <li>創業スタートアップ支援補助金 通常枠 上限500千円、補助率1/2 UIJターン女性活躍推進枠 上限666千円、補助率2/3 交付件数:通常枠11件 UIJターン女性活躍推進枠2件</li> <li>女性起業家創出事業業務委託 外部事業者と連携・委託し、相談窓口の設置、情報発信、コミュニティ形成支援等を実施した。 相談者数:19人 セミナー、イベントの参加数:154人 創業者数:3人</li> </ul>	B		
	39	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 <u>※ I-2-(1)-①と重複(№22)</u>	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への制度周知や意識啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金を交付した。(1件)</li> <li>ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金及び中小企業者等インベーション推進補助金(ワーク・ライフ・バランス推進企業応援事業※)は交付実績がなかったものの、ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページ及び広報上越9月号での周知・啓発などにより、新たに12事業所において国・県の認定取得につながった。</li> <li>※新潟県ハッピー・パートナー登録企業等(申請中を含む)が取り組む事業は、支援強化型(ワーク・ライフ・バランス推進企業応援事業)で補助率等をかけ上げて支援。 (支援強化型:稼ぐ力強化、ワーク・ライフ・バランス推進企業応援、メイド・イン上越、観光コンテンツ形成推進) 補 助 率:3/4 (通常型 1/2) 補助限度額:75万円 (通常型50万円)</li> </ul>	A		産業政策課
②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進	40	地域の自治会、市民団体、事業所などの連携・協働による男女共同参画意識の醸成	女性の多様な活動を妨げないよう、あらゆる場面、世代において男女共同参画意識を醸成するための意識啓発や講座等を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催や、情報紙の発行等により意識啓発を図った。(センター講座2講座、出前講座1講座、情報紙1回、アンコンシャス・バイアスについてのパネル展2回実施)	A		男女共同参画推進センター
	41	地域に新たな活力を生み出す人材の当市への流入と定着を図る。	移住相談窓口を設置し、移住相談を行うほか、移住希望者を対象としたセミナーや体験ツアーや開催し、移住者の体験談や地域の様子などの具体的な情報を提供するとともに、住宅取得や借上げに対し補助を行う。	情報発信や相談業務、補助事業の利用促進等、移住から定住まで一貫して支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住相談窓口や移住イベントにおける相談対応を実施した。</li> <li>SNSや移住関連イベントにおける情報発信を行った。</li> <li>移住体験ツアーや開催した。(4件)</li> <li>住宅取得費や家賃への一部補助を実施した。(住宅取得費補助金:53件、家賃補助金:26件(うち新規11件、継続15件))</li> </ul>	B		多文化共生課

## 重点目標(4)生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発	42	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催により普及啓発を図った。(センター講座1講座実施)	A	男女共同参画推進センター
	43	小学校体育科及び中学校保健体育科、家庭科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における授業及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施するよう学校に啓発する。	性に関する指導の全体計画を作成し、それに基づいた授業及び保健指導を実施するように学校を指導し、学校職員の意識啓発を図る。	性に関する指導の全体計画を作成し、それに基づいた授業及び保健指導を実施するよう学校に指導し、学校職員の意識啓発につなげた。	A	学校教育課
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	44	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	健康づくり推進活動チーム研修会、及び、食生活改善推進員、運動普及推進員研修会の開催により啓発活動を進めた。	B	健康づくり推進課
	45	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	・上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 ・子宮頸がんと乳がんの検診受診者を前年度より増加させる。 ・プレストアウェアネスに関する啓発を行う。	「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診の実施により、早期発見・早期治療に結び付けた。 ・受診勧奨 ・インターネット予約 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 乳がん検診(41歳のみ) ・土曜日健診の実施 ・市ホームページ等を通じ、乳房を意識する生活習慣について啓発 ・子宮頸がん検診の受診者は増加したが、乳がんの検診受診者は前年度より微減した	B	
46	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	・妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行ふことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。 ・産婦健康診査において、産後うつ病スクリーニングを実施し、支援が必要な産婦を把握する。	・妊婦一般健康診査公費負担14回、及び妊娠届出における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図った。 ・産婦健康診査公費負担1回、及び産後うつ病スクリーニングにより支援が必要な産婦を把握し、適切な支援につなげた。	A	こども家庭センター	
47	実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・女性が参加しやすい教室(ノルディックウォーキング、親子運動教室など)を開催 ・市ホームページを通じた画像・動画による運動情報の発信	・広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。 ・市ホームページを通じて画像・動画による運動情報を発信する。	A	スポーツ推進課	
48	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えるよう、ホームヘルパーを派遣する。(産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄姉の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内2事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようする。	母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の適切な利用を促進した。	A	こども家庭センター	
49	「たばこと健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばこと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、市民の喫煙率の減少を目指す。	妊娠産婦の喫煙防止(母子健康手帳交付、3か月児健診において妊娠産婦等に對して、禁煙に向けた指導を行う)、受動喫煙による健康被害の正しい知識の啓発を行った。	A		
50	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 9:30~11:30 ・金 18:30~20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図った。	A		

◀令和6年度取組実績▼

施策の方向	№	第4次基本計画			令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	51	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業：妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんにちは赤ちゃん事業：新生児訪問を受けない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	・子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 ・出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。 ・産婦訪問や産婦健康診査により把握した支援を必要とする産婦を、出産後早期からの適切な支援につなげる。	助産師などによる訪問を行い、子育て支援に関する情報提供や相談対応によって安心して子育てできるよう支援に取り組んだ。 出生児の全数訪問については、未訪問者の状況を把握し、長期入院等で訪問が困難場合は乳幼児健診やその後訪問等で支援を行った。 ・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援の実施。(助産師による継続支援を含む)	A		こども家庭センター
	52	中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生み育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。	中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。	次世代を生み育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さ等を学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	中学校での「命、きずなを考える講座」の実施、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施により健康教育への支援を図った。	A		こども家庭センター

### 重点目標(5) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備

施策の方向	№	第4次基本計画			令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①生活困窮者の自立促進の支援	53	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開した。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	B		生活援護課
	54	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るために児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底した。	A		こども家庭センター
②ひとり親家庭等への支援の充実	55	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るために、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底した。	A		こども家庭センター
	56	ひとり親家庭等の生活の安定を図るために養育費取り決めのための費用を助成する。	ひとり親家庭等に養育費取り決めのための費用を助成する。	支援を必要としている人に確実に制度の周知を行う。	離婚等にかかる相談や各手当の手続きにあわせて制度を案内し周知を徹底した。	A		こども家庭センター
③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進	57	人権総合計画における施策に基づく各種啓発活動の推進	第5次人権総合計画における様々な人権問題に対応するため、市民、企業の人権意識の向上を図る取組を実施する。	市民や企業が様々な人権問題に対する理解を深めるため、講演会や研修会、資料展示などを通じて意識啓発を図る。	広報上越や市ホームページ、リーフレット等を活用した市民啓発のほか、市民セミナーや企業研修会、パネル展示等を実施し、市民や企業の人権意識の向上を図った。	A		人権・同和対策室
	58	市民や事業者へのユニバーサルデザインの考え方の普及、人にやさしいまちづくりに関する市の取組についての周知	広報上越及び市ホームページを活用した普及啓発のほか、地域や事業所への周知活動を実施する。	障害の有無や年齢、性別、言語などの違いにかかわらず、誰もが安全に安心して快適に暮らしていくためのユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図る。	市ホームページを活用し、普及啓発を行ったほか、教員及び市職員を対象とした研修を実施した。	B		多文化共生課
	59	多様な属性の人々や価値観への理解を促進する意識啓発	多様な属性の人々や価値観への理解を促進するための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で1講座以上)	多様な属性の人々や価値観への理解を促進するための意識啓発に即した講座を開催した。(センター講座1講座、出前講座1講座実施)	A		男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり  
**重点目標(1) 女性の能力発揮への支援**

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績				担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	60	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	能力開発に向けた各種講習会について情報提供する。	認定職業訓練機関が開催する各種講習会について、広く市民に周知する。	各種講習会や技能訓練に関するチラシを窓口に掲出するほか、広報上越にて認定職業訓練機関が開催する講座の情報提供を行った。	A		産業政策課
	61	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の人材育成及び能力発揮、女性の活躍推進に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座を開催した。(センター講座2講座、出前講座2講座、(公財)新潟県女性財団との共催講座1講座、県との共催講座1講座実施)	A		男女共同参画推進センター
②女性の再就職への支援	62	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性が再就職しやすい環境を整えるため、女性のための再就職支援セミナーを開催する。	関係機関と連携し、10/18に「マザーズ再就職セミナー」を開催した。(参加者10人)	A		産業政策課
	63	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援した。	A		こども家庭センター
	64	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集とともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進めた。	A		男女共同参画推進センター

—13—

**重点目標(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進**

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績				担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①女性人材の情報収集、整備、提供	65	男女共同参画推進センター登録団体	男女共同参画社会の実現に貢献する活動を行っている市民団体を登録し、連携して事業を行う。	登録団体の活動が活発に実施される。	市ホームページなどで、登録団体の募集を周知するなど登録団体の増加を図った。 団体とセンターの意見交換を行う懇談会を開催し、事業に反映した。(懇談会4回開催)	A		男女共同参画推進センター
	66	女性人材バンク ※ I-3-(3)-(1)と重複(No.69)	女性人材に関する情報の収集及び府内への情報提供を行う。	府内各課に対し、各種審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。(申請2件)	A		
②女性の参画情報の調査、公表	67	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※ I-4-(2)-(2)と重複(No.87)	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、府内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。 ・目標達成8項目(14項目中)	C	「子どもの出生時における父親の休暇取得の促進」の項目における休暇の周知率の項目において、認知率を集計していたため、目標を達成できなかった。また、配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得率の項目においては、育児休暇や年次有給休暇等他の休暇を取得したことにより目標を達成できなかつたことから、周知を継続していく。	人事課
	68	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報を収集、公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	情報紙や市ホームページ等を通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を市民に提供した。	A		男女共同参画推進センター

### 重点目標(3)市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績				担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進	69	女性人材バンク ※ I-3-(2)-①と重複(№.66)	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課に対し、各種審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。(申請2件)	A		男女共同参画推進センター
	70	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	【全庁での取組】市の各種委員会・審議会等の委員選任に際し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。	引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を現状値(令和5年度末・28.0%)より向上させる。	庁内に向けた「クオータ制」の趣旨への理解及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかけた。(令和6年度末・29.1%)	A	登用率を前年度より向上させるという目標は達成したが、女性委員がゼロの審議会等もあり、目標値の達成に向けて一層の働きかけが必要	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	71	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等に出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。	市主催の会議等に出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続した。	A		幼児保育課
②女性職員の積極的な登用	72	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女共に付与し、管理職の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。自らの政策形成能力、調整能力等を高めるため、外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣した。	A		人事課
	73	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	職員採用試験において、継続的に女性職員を採用するとともに、能力・適正を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たっては、女性受験者の増加に向け、子育て支援制度等、女性も働きやすい職場であることを周知した上で、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行った。(職員採用ガイドの作成・配布、職員採用PR動画の作成・配信、各種説明会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用した。	A		

### 基本目標4 推進体制の整備

#### 重点目標(1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績				担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①男女共同参画に関する情報発信の強化	74	男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	「上越市の男女共同参画に関する取組」を公表した。 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開	A		男女共同参画推進センター
	75	男女共同参画に関する市民への啓発 ※ I-1-(1)-①と重複(№.2)	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。(数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の発行により、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介し、市民への啓発を進めた。(年4回、うち町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。	A		
	76	市民への男女共同参画に関する情報提供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う。	男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目標:図書貸出数200冊以上・貸出人数95人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出により、市民への情報提供・情報発信を行った。 セミナーとの相乗効果を得るために、セミナーに合わせた図書のテーマ展示を実施した。(2回) (R6年度:図書貸出数207冊・貸出人数78人)	B	貸出数は目標を上回ったが、人数は下回った。 引き続き、利用促進を図るため、図書コーナーの周知やテーマ展示の実施などを行う。	
②市民や活動団体への支援	77	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援を行った。 ・センター登録団体懇談会を4回開催 ・研修会を1回実施 ・各種情報の提供	A		男女共同参画推進センター
	78	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。	講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:7講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催した。(9講座委託)	A		

## 重点目標(2)男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	
①市職員への研修会の実施	79	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持つよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる機会を提供する。	・主任級から課長級までの全ての階層別において、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する研修を実施した。 ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持つよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、職員自ら正しい知識を習得できる環境を整備した。	A	人事課
	80	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	市政情報の発信に関し、男女共同参画の視点をはじめ留意すべき点をまとめた資料をグループウェアに配置し、職員の意識付けを図る。	A	広報対話課
	81	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	保育士を対象とした研修会を開催し、男女共同参画の考え方を意識し、業務の中で実践できるよう、理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士を対象とした研修会を開催し、意識啓発を図った。(7月8日実施)	A	男女共同参画推進センター
	82	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	職員を対象とした研修会を開催し、男女共同参画の考え方を意識し、業務の中で実践できるよう理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員を対象とした研修会を開催し、意識啓発を図った。(12月19日実施)	A	
②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	83	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施 ・旧姓使用職員数 35人	A	人事課
	84	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握した。	A	男女共同参画推進センター
	85	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】広報じょうえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図った。	A	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	86	ハラスメント等に関わる人間関係の悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実	相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談に、迅速かつ適切に対応する。	・職場におけるハラスメントに関する相談窓口の周知を図った。 ・職員からの相談に迅速に応じ、適切に対応するため、ハラスメント相談員が相談・対応のノウハウを学ぶことができる研修を実施した。	A	人事課
	87	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 <u>※ I-3-(2)-②と重複(No.67)</u>	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。 ・目標達成8項目(14項目中)	C	「子どもの出生における父親の休暇取得の促進」の項目における休暇の周知率の項目において、認知率を集計していたため、目標を達成できなかった。また、配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得率の項目においては、育児休暇や年次有給休暇等他の休暇を取得したことにより目標を達成できなかつたことから、周知を継続していく。
	88	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要のある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均12日」を目指す。	年次有給休暇の取得日数を一層推進するため、5日程度の指定休暇日をあらかじめ指定するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。 ・年次有給休暇の正規職員年平均取得日数 12.15日(R6年)	A	

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績				担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	89	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対しての男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に継続配備し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図った。	A		危機管理課
	90	女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した粉ミルクや哺乳瓶等を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	避難所における要配慮者物資の適正な維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努めた。(粉ミルクは毎年度更新、女性用品等については、使用期限等に沿って適時更新)	A		

施策の分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

**重点目標(1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発**

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績				担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	91	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への継続的な女性相談窓口の案内記事を掲載するとともに、特集記事(9月25日号)を掲載し、女性に対する暴力防止を啓発した。</li> <li>・高田城三重櫓を女性に対する暴力根絶のシンボルカラーの紫色に照らすパープル・ライトアップを実施した。(11月12日～25日)</li> <li>・国の啓発ポスター、リーフレットを産婦人科医療機関に配布し、女性特有の悩みを抱えている人たちへの意識啓発を図った。</li> </ul>	A		男女共同参画推進センター
	92	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るために講座を開催する。	センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座を開催し、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた啓発を図った。(出前講座1講座実施、(公財)新潟県女性財団のDV防止オンラインセミナーをサテライト会場を設けて開催)	A		
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	93	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発のため出前講座の開催働きかけを行う。	出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止をテーマに取り入れた講座を開催し、啓発を図った。(出前講座1講座実施) 情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」12月25日号でハラスメント防止に向けた特集記事を掲載した。	A		男女共同参画推進センター

## 重点目標(2)相談窓口の充実

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績				担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	未達成の要因等	
①女性相談事業の充実	94	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などを行った。	A		男女共同参画推進センター
	95	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	女性相談窓口の周知啓発の取組を実施し、認知度向上を図った。 ・啓発用リーフレットの掲出・配布(市内中学校や各種施設などに配置) ・女性相談カードの掲出・配布(講座等での配布、各種施設などに配置) ・啓発用大型パネルの掲出 ・情報紙「ワズじょうえつからのおたより」での継続的な周知 ・高田城三重櫓パープル・ライトアップの実施(11月12日～25日)	A		
②その他相談機関との連携	96	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。	関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催し、庁内連携体制の確保と情報共有を図った。(5月15日開催)	A		男女共同参画推進センター
	97	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	関係機関と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談に応じられる状態にする。	関係機関と連携しながら、相談窓口等の周知を行うとともに、子育てに関する相談に対応した。	A		健康づくり推進課 こども家庭センター
	98	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。 また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	虐待の通告を受けた際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援・対応を行った。	A		高齢者支援課(高齢者虐待) 福祉課すこやかなくらし支援室(障害者虐待)

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	99	DVに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行つてはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVに関する制度などの周知 ・情報紙「ウイズじょうえつかのおたより」や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行った。(情報紙9月25日号で特集記事掲載)	A	男女共同参画推進センター
②被害者への安全確保のための情報提供	100	女性相談事業の実施(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し、相談支援、関係機関との連携による被害者の保護等を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るために関係機関との連絡・連携	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、府内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口を設置し、様々な不安や悩みを抱える人たちからの相談に対し、適切な指導・助言を行い、相談者が安心して生活を送ることができる状態につなげた。 ・3人の相談員を配置 ・相談体制の充実・強化を推進するため、3人の相談員の一人を統括指導的業務を行う相談員として配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで電話相談のみ延長) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施(相談実人数:175人、件数:1,587件(うち出張相談:9件)) (女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	A	男女共同参画推進センター
	101	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意した。(利用実績:0件)	A	
	102	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後 (1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、府内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの以下の窓口において、相談事項が解決につながるよう対応した。 ・一般相談 市役所開庁日の毎日(電話・来所) 各区総合事務所からのオンライン相談 ・弁護士相談 毎月第1～第4週金曜日の午後 (1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	A	市民相談センター

重点目標(2) 自立への支援

施策の方向	№	第4次基本計画		令和6年度取組実績			担当課
		事業内容	事業計画	目標	取組内容	評価	
①生活再建の支援	103	女性相談事業の実施(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し、相談支援、関係機関との連携による被害者の自立支援を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援を関係機関と連携し、実施した。 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(II-1-(2))	A	男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	104	女性相談事業の実施(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し、相談支援、関係機関との連携による被害者の自立支援を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対して、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援を関係機関と連携しながら個々のケースに応じて実施した。 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(II-1-(2))	A	男女共同参画推進センター

◆第4次男女共同参画基本計画に基づく令和7年度実施計画

施策の分野【2】	基本目標【6】	重点目標【18】	施策の方向【38】	事業数
I 男女が等しく参画するための社会環境整備	1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり	(1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進 ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	重複1 3 1
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 ②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	5 2
		(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進 ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	1 2
		(4) 子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	3 3
	2 男女共同参画を実践できる環境づくり	(1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現	①ワーク・ライフ・バランスの浸透 ②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進 ③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	重複1 4 4 1
		(2) 子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	6 1
		(3) 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備	①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組 ②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進	重複1 3 2
		(4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発 ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	2 9
		(5) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備	①生活困窮者の自立促進の支援 ②ひとり親家庭等への支援の充実 ③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進	1 3 3
	3 女性が活躍できる社会づくり	(1) 女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ②女性の再就職への支援	2 3
		(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供 ②女性の参画情報の調査、公表	重複1 2 重複1 2
		(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進 ②女性職員の積極的な登用	重複1 3 2
	4 推進体制の整備	(1) 男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化 ②市民や活動団体への支援	重複1 3 2
		(2) 男女共同参画社会を目指す全府的な取組の推進	①市職員への研修会の実施 ②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	4 重複1 8
II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援	1 暴力を許さない社会づくり	(1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	2 1
		(2) 相談窓口の充実	①女性相談事業の充実 ②その他相談機関との連携	2 3
	2 被害者等への支援	(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 ②被害者への安全確保のための情報提供	1 3
		(2) 自立への支援	①生活再建の支援 ②同伴者への支援	1 1
合計（重複登載分を除く合計）				100

## 第4次男女共同参画基本計画に基づく令和7年度実施計画

施策の分野 I 男女が等しく参画するための社会環境整備

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

### 重点目標(1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発

施策の方向	No.	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(1)広報などを通じた継続的な意識啓発活動の推進	1	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所男女共同参画コーナー及び市民プラザ男女共同参画推進センターのほか、広報上越や市ホームページ、SNSなどを活用し、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら、市民向けに情報提供する。	継続		男女共同参画に関する意識啓発を図るために、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供により市民への意識啓発を図る。 ・デジタルサイネージによる周知啓発 ・広報上越、市ホームページ、SNS、チラシを活用したセンターの講座や取組の情報提供	男女共同参画推進センター
	2	男女共同参画に関する市民への啓発 <u>※I-4-(1)-①と重複(No.75)</u>	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	見直し	情報紙の仕様及び町内会への回覧回数を見直し、掲載内容の充実、市民への意識啓発の強化を図る。	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進める。(年2回発行、町内会班回覧年2回、関係者への郵送、施設配置) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	
	3	男女共同参画に関する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に関する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	継続		引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	人事課
(2)男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	4	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	継続		講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座を7講座以上開催)	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図る。 ・センター登録団体委託:7講座 ・直営、共催:2講座	男女共同参画推進センター

### 重点目標(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	No.	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(1)出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	5	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催する。	継続		地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。(数値目標:7回開催)	民生委員児童委員協議会や事業所等で開催(目標:7回)し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。	人権・同和対策室
	6	地域において男女共同参画を応援していくための研修会及び懇談会を開催する。	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	継続		研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催するほか、各種講座参加者に対しサポーターの登録を呼びかけ、人材の育成を図る。	男女共同参画推進センター
	7	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	継続		男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回実施し、保護者に公開したり学校だよりや学校ホームページ等で伝えたりする。	学校に対し男女平等教育の授業を年間計画に位置付けることを働きかけ、授業を保護者や地域の方々に公開したり学校だよりや学校ホームページ等で伝えたりするように各学校での啓発を進める。	学校教育課
	8	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	継続		差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を15小学校区で開催する。	15小学校区で地域住民や保護者、学校教職員などを対象にした人権を考える講話会を開催し、ジェンダーを含めた様々な人権侵害の防止に向けた啓発を進める。	社会教育課
	9	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	継続	プログラムを工夫し、多様な性や性的マイノリティへの理解を促進する講座の開催希望に対応する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、企業や学校、市民団体などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で12講座以上)	男女共同参画出前講座を開催し市民への意識浸透を図る。 (企業や学校・市民団体などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣)	男女共同参画推進センター

施策の方向	№	第4次基本計画			令和7年度実施計画			担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(2)あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施	10	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	継続		消防団の活動は女性も参加・活躍できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施 2回以上)	出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行い、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	危機管理課
	11	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	継続		講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座等1講座以上、パネル展2回以上)	固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座やパネル展等の実施により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

### 重点目標(3) 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向	№	第4次基本計画			令和7年度実施計画			担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(1)男性における男女共同参画の意義の理解促進	12	男性に向けた男女共同参画の啓発のための広報活動の実施	情報紙などに、男性に向けた男女共同参画の意義啓発情報を掲載する。	継続		情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への男女共同参画の啓発情報の掲載のほか、講座やイベントの開催時にも意識啓発情報を発信し、理解促進を図る。	男女共同参画推進センター
	13	すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した母子健康手帳アプリの普及と共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	継続		すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する 妊娠届出時において、父親の育児参加について啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナー土日開催・妊娠編年間18回(全30回)、出産編年間18回(全30回)、及び、妊娠届出時やセミナーにおいて、父親の育児参加への意識啓発を行う。	こども家庭センター
	14	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	継続		講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

### 重点目標(4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	№	第4次基本計画			令和7年度実施計画			担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(1)保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	15	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	継続		日々の保育において、「男の子らしさ、女の子らしさ」のような固定的な意識を持たないよう援助するとともに、園行事においても、児童の役割分担や演目等を決める際は、男女の分け隔てなく行うなど必要な配慮を行う。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	幼児保育課
	16	担当者を中心とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	継続		年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導し、園職員の意識啓発を図る。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するよう幼稚園を指導し、園職員の意識啓発に取り組む。	学校教育課
	17	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	継続		男女平等教育を含む人権教育、同和教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導し、学校職員の意識啓発を図る。	男女平等教育を含む人権教育、同和教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導し、学校職員の意識啓発を図る。	

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画			担当課	
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標		
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	18	担当者を中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	継続		担当者が校外の男女平等教育に関する研修会に参加し、それに基づく校内研修回を計画的に実施するよう各学校を指導し、学校職員の意識啓発を図る。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修会に参加し、それに基づく校内研修回を計画的に実施するよう各学校を指導し、学校職員の意識啓発につなげる。	学校教育課
	19	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	継続		学校評価等で男女平等教育推進に関する質問を設定し、その結果を学校運営に生かすよう、各学校に指導することで、各学校の調査研究の充実を図る。	学校評価等で男女平等教育推進に関する質問を設定し、その結果を学校運営に生かすよう、各学校に指導し、各学校の調査研究の充実につなげる。	
	20	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	継続		講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上)	「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座、出前講座)や関連情報の提供を通して意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

#### 基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

##### 重点目標(1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画			担当課	
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標		
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	21	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 こころの健康サポートセンターでの相談	継続		行政機関の各部署や地域の関係機関と連携しながら自殺リスクのある人を早期に発見できるよう努めるとともに、精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発を図る。	・健康づくり推進課や福祉課(すこやかなくらし支援室)などにおいて、こころの相談に対応し、適切な支援につなげる。 ・自殺予防対策連携会議において、関係機関との情報共有等を行うほか、自殺予防研修会を実施し、地域における自殺予防対策を推進する。	健康づくり推進課 福祉課(すこやかなくらし支援室)
	22	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 ※ I-2-(3)-(1)と重複(No.39)	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への制度周知や意識啓発を行う。	見直し	中小企業者等イノベーション推進補助金について、収益力向上・賃上げ環境整備補助金の創設を踏まえ、通常型のみの運用に見直す。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、支払利子の一部を補助する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、認定に係る経費の一部を補助する。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページ及び広報上越への掲載により、広く周知を図る。	産業政策課
	23	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	継続		仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。	市ホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行う。	
	24	市民へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスマント防止意識浸透のための講座を開催する。	継続		センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

<令和7年度実施計画>

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(2)男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	25	新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配布	継続		労働環境の改善に向けて、適宜、情報提供を行う。	関係機関が実施する取組や制度について、周知チラシ等の窓口配布や市ホームページでの掲載を行う。	産業政策課
	26	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評点に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評点へ加点を行う。	継続		市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知していく。	契約検査課
	27	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。 協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	継続		家族経営協定について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載するほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝え、女性農業者の経営参画に取り組む。	農業委員会事務局
	28	農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりに農業者年金を周知する記事を掲載する。 農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	継続		農業者年金について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載するほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝え、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組む。	
(3)職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	29	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	継続		センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

## 重点目標(2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	30	子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進するため、子育てセミナーやベビー健康プラザを開催する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	継続		子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図る。	こども家庭センター
	31	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、ファミリーサポートセンターを運営する。	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	継続		新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保し、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するほか、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。	
	32	放課後児童クラブの運営により、日中に保護者が就労等で不在となる家庭の児童へ適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の就労を支援する。	放課後児童クラブを開設し、児童の健全育成と保護者の就労を支援する。	拡充	・老朽化が著しい春日小学校放課後児童クラブ施設について、建替えを行う。 ・学校外で開設している高志小学校放課後児童クラブについて、学校内への移転を行う。 ・県が創設する交付金を活用し、利用者負担金を軽減する。	保護者の就労形態の多様化などに対応した放課後児童クラブの開設により、保護者が安心して児童を預けることができる環境を整える。 放課後等に保護者が不在となる小学生への育成指導により、児童の健全育成と保護者の就労支援の両立につなげる。	保護者ニーズに即した放課後児童クラブとなるよう、運営方法の見直しを行うとともに、支援員等の増員へ取組と資質向上に向けた研修会を実施し、児童の健全育成と保護者の就労支援の両立につなげる。	学校教育課
	33	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えるとともに職員の適切な配置も検討する。	継続		増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持する。	幼児保育課
	34	保護者の就労形態や家庭環境の多様化による保育ニーズに対応するため、各種特別保育事業を実施し、就労形態、発達、家庭状況等による育児不安の解消を図る。	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	継続		子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図る。	
	35	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。	継続		講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	36	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。	継続		講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

**重点目標(3) 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備**

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(1)若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組	37	地元企業の魅力や情報の発信、U・Iターンによる雇用促進及び若者の市内定住促進	地元企業を知る機会の提供 企業の就職等に関する情報の発信 インターンシップの実施支援 移住・就業支援金 就労促進家賃補助金	見直し	新しいポータルサイトの開設に伴い、インターンシップ受入事業所を紹介するパンフレットを廃止	学校や企業と連携し、若者の就業意識を啓発するとともに、市外からの移住者に対する支援やインターンシップの受入れに積極的に取り組む市内企業等への支援を行うほか、専用ポータルサイトを通じて求職者と市内企業をつなぐことで、若者の市内定住・就労を促進する。	・専用ポータルサイトに企業紹介のほか、新卒・中途採用等の求人情報やインターンシップの受入など企業が募集している情報を掲載する。 ・インターンシップの受入に当たり、学生等へ交通費や宿泊費の支援を行った事業所に対し、経費の一部を助成する。 ・東京圏から移住し、就業等した方へ支援金を支給する。 ・市外から移住、就労し賃貸住宅に入居する人へ家賃の一部を補助する。	産業政策課
	38	若者・女性の多様な働きかたに向けた施策、各種支援制度の周知・啓発による活用促進	創業支援利子補給補助金 創業スタートアップ支援補助金 女性起業家創出事業業務委託	継続		女性の多様な働く場づくりを通じて女性の活躍推進や転出超過の状況の改善を図るために、女性起業家の創出に取り組む。	・創業支援利子補給補助金 創業者等が創業に当たり融資を受けた際、その利子相当額を補助する。 ・創業スタートアップ支援補助金 通常枠 上限500千円、補助率1/2 U・Iターン女性活躍推進枠 上限666千円、補助率2/3 ・女性起業家創出事業業務委託 外部事業者と連携・委託し、相談窓口の設置、情報発信、コミュニティ形成支援等を実施する。	
	39	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発  ※ I-2-(1)-①と重複(No.22)	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への制度周知や意識啓発を行う。	見直し	中小企業者等イノベーション推進補助金について、収益力向上・賃上げ環境整備補助金の創設を踏まえ、通常型のみの運用に見直す。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスについて、事業者等に対する意識啓発に取り組む。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、支払利子の一部を補助する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、認定に係る経費の一部を補助する。  ・ワーク・ライフ・バランスに関する周知チラシの窓口での配布、市ホームページ及び広報上越への掲載により、広く周知を図る。	産業政策課
(2)男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進	40	地域の自治会、市民団体、事業所などとの連携・協働による男女共同参画意識の醸成	女性の多様な活動を妨げないよう、あらゆる場面、世代において男女共同参画意識を醸成するための意識啓発や講座等を開催する。	継続		センター講座や出前講座の開催等を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(教員目標:センター講座等1講座以上、パネル展2回以上)	固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座やパネル展等の実施により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	41	地域に新たな活力を生み出す人材の当市への流入と定着を図る。	移住相談窓口を設置し、移住相談を行うほか、移住希望者を対象としたセミナー・体験ツアーを開催し、移住者の体験談や地域の様子などの具体的な情報を提供するとともに、住宅取得や賃上げに対し補助を行う。	継続		情報発信や相談対応、補助事業の利用促進等により、移住から定住まで一貫した支援を行う。	・移住相談窓口や移住イベントにおける相談対応の実施。 ・SNSや移住関連イベントにおける情報発信。 ・移住体験ツアーの実施。 ・住宅取得費や家賃への一部補助の実施。 ・定住支援コーディネーターによる移住・定住支援の実施。	多文化共生課

**重点目標(4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援**

施策の方向	№	第4次基本計画			令和7年度実施計画			担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(1)リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発	42	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に関する講座を開催する。	継続		講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催により普及啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	43	小学校体育科及び中学校保健体育科、家庭科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における授業及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施するよう学校に啓発する。	継続		性に関する指導の全体計画を作成し、それに基づいた保健教育を実施するよう学校を指導し、学校職員の意識啓発を図る。	性に関する指導の全体計画を作成し、それに基づいた保健教育を実施するよう学校に指導し、学校職員の意識啓発につなげる。	学校教育課
(2)生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	44	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	継続		女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員・運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	健康づくり推進活動チーム研修会、及び、食生活改善推進員・運動普及推進員研修会の開催により啓発活動を進める。	健康づくり推進課
	45	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	継続		・上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 ・子宮頸がんと乳がんの検診受診者を前年度より増加させるとともに、精密検査の受診率向上も目指す。 ・プレストアウェアネスに関する啓発を行う。	・受診勧奨 ・インターネット予約 ・無料クーポン券配布 ・子宮頸がん検診(21歳のみ) ・乳がん検診(41歳のみ) ・土曜日健診の実施 ・市ホームページ等を通じ、乳房を意識する生活習慣について啓発	
	46	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負回数:14回	拡充	令和7年度から妊婦一般健康診査を14回を超えた場合は、基本的な妊婦健康診査に要した費用に限り助成する。	・妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。 ・産婦健康診査において、産後うつ病スクリーニングを実施し、支援が必要な産婦を把握する。	・妊婦一般健康診査公費負担、及び妊娠届出における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図る。 ・産婦健康診査公費負担1回、及び産後うつ病スクリーニングにより支援が必要な産婦を把握し、適切な支援につなげる。	こども家庭センター
	47	実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。	継続		・女性が参加しやすい教室(ノルディックウォーキング、親子運動教室など)を開催 ・市ホームページを通じた画像・動画による運動情報の発信	・広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。 ・市ホームページを通じて画像・動画による運動情報を発信する。	スポーツ推進課
	48	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えるよう、ホームヘルパーを派遣する。(産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間程度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間程度) ・派遣内容:家事援助、兄姉の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内2事業所	継続		関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の適切な利用を促進する。	こども家庭センター
	49	「たばこと健康」に関する情報提供を行い、女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	継続		たばこと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、市民の喫煙率の減少を目指す。	妊産婦の喫煙防止(母子健康手帳交付、3か月児健診において妊産婦等に対して、禁煙に向けた指導を行う。)、受動喫煙による健康被害の正しい知識の啓発を行う。	
	50	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 9:30~11:30 ・金 18:30~20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	拡充	電話及び来所による健康相談室の開設時間を、相談者の利用実態や対応する助産師の意見を踏まえて見直す。 ・月・木・金 9:30~11:30 (変更なし) ・金 13:30~15:30 電話相談のみであった金曜の夜間の開設時間を来所が可能な午後の時間帯へ変更 会場を福祉交流プラザ→市民プラザに変更し、より利用しやすくした。 電話予約→母子健康手帳アプリによるオンライン予約可能に変更	相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	・母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図る。 ・健康相談開設場所を市民プラザこどもセンターに変更、電話予約制から母子健康手帳アプリによるオンライン予約制に変更し、市民の利便性向上を図る。	

施策の方向	№	第4次基本計画			令和7年度実施計画			担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(2)生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	51	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊娠婦・新生児訪問指導事業:妊娠・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんにちは赤ちゃん事業:新生児訪問を受けない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	継続		・子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 ・出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。 ・産婦訪問や産婦健康診査により把握した支援を必要とする産婦を、出産後早期から適切な支援につなげる。	・妊娠婦・新生児訪問の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援の実施。(助産師による継続支援を含む)	こども家庭センター
	52	中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生み育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。	中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。	継続		次世代を生み育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さ等を学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	中学校での「命、きずなを考える講座」の実施、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施により健康教育への支援を図る。	

#### 重点目標(5) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備

施策の方向	№	第4次基本計画			令和7年度実施計画			担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①生活困窮者の自立促進の支援	53	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	継続	現在相談件数は横ばいであるが、価格の高騰等により、相談者及び事業利用者は増加する可能性が高い。国内で大きな経済改善が見込めないため、今年度も継続が必要と考える。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開する。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	生活援護課
②ひとり親家庭等への支援の充実	54	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るために児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	継続		該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底する。	こども家庭センター
	55	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るために、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	継続		該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底する。	
	56	ひとり親家庭等の生活の安定を図るために養育費取り決めのための費用を助成する。	ひとり親家庭等に養育費取り決めのための費用を助成する。	継続		支援を必要としている人に確実に制度の周知を行う。	離婚等にかかる相談や各手当の手続きにあわせて制度を案内し周知を徹底する。	
③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進	57	人権総合計画における施策に基づく各種啓発活動の推進	第5次人権総合計画における様々な人権問題に対応するため、市民、企業の人権意識の向上を図る取組を実施する。	継続		市民や企業が様々な人権問題に対する理解を深めるため、講演会や研修会、資料展示などを通じて意識啓発を図る。	広報上越や市ホームページ、リーフレット等を活用した市民啓発のほか、市民や企業の人権意識の向上を図る市民セミナーや企業研修会、パネル展示等を実施する。	人権・同和対策室
	58	市民や事業者へのユニバーサルデザインの考え方の普及、人にやさしいまちづくりに関する市の取組についての周知	広報上越及び市ホームページを活用した普及啓発のほか、地域や事業所への周知活動を実施する。	継続		障害の有無や年齢、性別、言語などの違いにかかわらず、誰もが安全に安心して快適に暮らしていくためのユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図る。	市ホームページを活用し、普及啓発を図るほか、教員及び市職員を対象に研修を実施する。	多文化共生課
	59	多様な属性の人々や価値観への理解を促進する意識啓発	多様な属性の人々や価値観への理解を促進するための講座を開催する。	継続		センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上)	多様な属性の人々や価値観への理解を促進するための意識啓発に即した講座を開催する。	男女共同参画推進センター

<令和7年度実施計画>

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり  
重点目標(1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(1)女性の人材育成に向けた各種講座の開催	60	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	能力開発に向けた各種講習会について情報を提供する。	継続		認定職業訓練機関が開催する各種講習会について、広く市民に周知する。	各種講習会や技能訓練に関するチラシを窓口に掲出するほか、広報上にて認定職業訓練機関が開催する講座の情報提供を行う。	産業政策課
	61	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	継続		女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るために講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上)	女性の人材育成及び能力発揮、女性の活躍推進に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座を開催する。	男女共同参画推進センター
(2)女性の再就職への支援	62	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	継続		女性が再就職しやすい環境を整えるため、女性のための再就職支援セミナーを開催する。	関係機関と連携し、女性のための再就職支援セミナーを開催する。	産業政策課
	63	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	継続		支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	こども家庭センター
	64	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続		継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進める。	男女共同参画推進センター

重点目標(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(1)女性人材の情報収集、整備、提供	65	男女共同参画推進センター登録団体	男女共同参画社会の実現に貢献する活動を行っている市民団体を登録し、連携して事業を行う。	継続		登録団体の活動が活発に実施される。	市ホームページなどで、登録団体の募集を周知する。団体とセンターの意見交換を行う懇談会を開催し、事業に反映する。	男女共同参画推進センター
	66	女性人材バンク <u>※ I-3-(3)-(1)と重複(№.69)</u>	女性人材に関する情報の収集及び府内への情報提供を行う。	継続		府内各課に対し、各種審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図る。	
(2)女性の参画情報の調査、公表	67	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 <u>※ I-4-(2)-②と重複(№.87)</u>	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	継続		・第3次特定事業主行動計画に従い実施し、令和11年度を達成年度とする各目標値の達成に向けて取り組む。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、府内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施する。	人事課
	68	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の調査、公表	継続		女性の参画・活躍情報を収集、公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	情報紙や市ホームページ等を通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を市民に提供する。	男女共同参画推進センター

<令和7年度実施計画>

### 重点目標(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進	69	女性人材バンク ※I-3-(2)-①と重複(№66)	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	継続		庁内各課に対し、各種審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図る。	男女共同参画推進センター
②市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	70	【全庁での取組】 市の各種委員会・審議会等の委員選任に際し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。		継続		引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を現状値(令和6年度末・29.1%)より向上させる。	庁内に向けた「クオータ制」の趣旨への理解及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかける。	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
③ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	71	制度の周知に努め、市主催の会議等に出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。		継続		市主催の会議等に出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続する。	幼児保育課
④女性職員の積極的な登用	72	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理職の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	継続		外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。自らの政策形成能力、調整能力等を高めるため、外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。	人事課
	73	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	継続		職員採用試験において、継続的に女性職員を採用するとともに、能力・適正を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たっては、女性受験者の増加に向け、子育て支援制度等、女性も働きやすい職場であることを周知した上で、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行う。(職員採用PR動画の作成・配信、職員採用サイトや各種説明会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。	

### 基本目標4 推進体制の整備

#### 重点目標(1) 男女共同参画推進センターの充実

- 29 -

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①男女共同参画に関する情報発信の強化	74	男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	継続		上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開	男女共同参画推進センター
②市民や活動団体への支援	75	男女共同参画に関する市民への啓発	情報紙「ウイズじょうえつかのめおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。 ※I-1-(1)-①と重複(№2)	見直し	情報紙の仕様及び町内会への回覧回数を見直し、掲載内容の充実、市民への意識啓発の強化を図る。	情報紙「ウイズじょうえつかのめおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙「ウイズじょうえつかのめおたより」の発行により市民への啓発を進め (年2回発行、町内会回覧年2回、関係者への郵送、施設配置) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	
	76	市民への男女共同参画に関する情報提供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う。	継続		男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目標:図書貸出数200冊以上・貸出人数95人以上)	男女共同参画推進センターの図書コーナーの認知度を高め、関連図書を通じた市民への情報提供・情報発信を行う。 セミナーや男女共同参画週間などに合わせた図書のテーマ展示を実施する。	
	77	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録団体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	継続		登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催 ・研修会の実施 ・各種情報の提供	男女共同参画推進センター
	78	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。	継続		講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:7講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催する。	

**重点目標(2)男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進**

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①市職員への研修会の実施	79	セクシャル・ハラスメント防止対策周知	研修時に、セクシャル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	継続		・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる機会を提供する。	・主任級から課長級までの全ての階層別において、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する研修を実施する。 ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、職員自ら正しい知識を習得できる環境を整備する。	人事課
	80	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	継続		広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	市政情報の発信に関し、男女共同参画の視点をはじめ留意すべき点をまとめた資料をグループウェアに配置し、職員の意識付けを図る。	広報対話課
	81	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るために保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	継続		保育士を対象とした研修会を開催し、男女共同参画の考え方を意識し、業務の中で実践できるよう、理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士を対象とした研修会を開催し、意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	82	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るために職員研修会を開催する。	継続		職員を対象とした研修会を開催し、男女共同参画の考え方を意識し、業務の中で実践できるよう理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員を対象とした研修会を開催し、意識啓発を図る。	
(2)男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	83	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	継続		現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施	人事課
	84	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	継続		講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握する。	男女共同参画推進センター
	85	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】広報じょうえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	継続		職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図る。	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	86	ハラスメント等に関わる人間関係の悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実	相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	継続		パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談に、迅速かつ適切に対応する。	・職場におけるハラスメントに関する相談窓口の周知を図る。 ・職員からの相談に迅速に応じ、適切に対応するため、ハラスメント相談員が相談・対応のノウハウを学ぶことができる研修を実施する。	人事課
	87	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 <u>※ I-3-(2)-(2)と重複(№.67)</u>	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	継続		・第3次特定事業主行動計画に従い実施し、令和11年度を達成年度とする各目標値の達成に向けて取り組む。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、府内掲示板等を活用した制度の周知を行うなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施する。	
	88	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要のある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	継続		・第3次特定事業主行動計画に従い実施し、「職員一人当たりの次休暇取得日数平均14日」を目指す。  ※R5で目標を達成したため、第3次計画において目標の見直しを行った。	年次有給休暇の取得日数を一層推進するため、5日程度の指定休暇日をあらかじめ指定するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施する。	

<令和7年度実施計画>

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
(2)男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	89	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対する男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	拡充	避難所におけるプライバシー保護の観点から、避難者の集約が想定される避難所にパーテーション等の配備を進める。	・集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。・国の交付金を活用し、パーテーションやトイレカーを購入することで、避難所におけるプライバシーを確保し、良好な生活環境の整備を図る。	・集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備を継続し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図る。・避難生活が長期化した場合に避難者の集約が想定される8施設にパーテーションを配備する。・トイレカーを1台購入する。	危機管理課
	90	女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。		要配慮者(女性、高齢者、乳幼児等)に対応した備蓄品(女性用品、おむつ、おしりふき、段ボールベッド等)の避難所への配備、粉ミルク・哺乳瓶等の市内16か所の拠点施設への配備を継続し、定期的な入替を行い、今後も引き続き計画的な配備を進める。	避難所における要配慮者物資の適正な維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努める。(粉ミルクは毎年度更新、女性用品等については、使用期限等に沿って適時更新)		

施策の分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標1 暴力を許さない社会づくり

**重点目標(1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発**

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	91	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	継続		情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への継続的な女性相談窓口の案内記事を掲載するほか、暴力防止に向けた啓発記事を掲載する。・女性に対する暴力防止運動期間、高田城三重櫓のバーピル・ライトアップを実施する。	男女共同参画推進センター
	92	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るために講座を開催する。			講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもうたための機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座を開催し、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた啓発を図る。	
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	93	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発のため出前講座の開催働きかけを行う。	継続		出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座等1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止をテーマに取り入れた講座を開催し、啓発を図る。・センター講座・出前講座の開催	男女共同参画推進センター

## 重点目標(2) 相談窓口の充実

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画			担当課	
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標		
①女性相談事業の充実	94	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	継続		各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努める。	
	95	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	継続		女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・啓発用リーフレットの掲出・配布(市内中学校や各種施設などに配置) ・女性相談カードの掲出・配布(講座等での配布 各種施設などに配置) ・啓発用大型パネルの掲出 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」での継続的な周知 ・高田城三重櫓パープル・ライトアップの実施(11月12日～25日)	
②その他相談機関との連携	96	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な府内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。	継続		関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催し、府内連携体制の確保と情報共有を図る。	男女共同参画推進センター
	97	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	継続		関係機関と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談に応じられる状態にする。	関係機関と連携しながら、相談窓口等の周知を行うとともに、子育てに関する相談に対応する。	健康づくり推進課 こども家庭センター
	98	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	継続		虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。 また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	虐待の通告を受けた際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援・対応を行う。	高齢者支援課 (高齢者虐待)  福祉課すこやかなくらし支援室 (障害者虐待)

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	99	DVに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	継続		DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:記事掲載1回)	DVに関する制度などの周知 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行う。 ・(公財)新潟県女性財団と連携し、制度周知につながる講座を開催する。	男女共同参画推進センター
②被害者への安全確保のための情報提供	100	女性相談事業の実施(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し、相談支援、関係機関との連携による被害者の保護等を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るためにの関係機関との連絡・連携	継続		様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、府内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置(内一人は、統括女性相談員) ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで電話相談のみ延長) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施	男女共同参画推進センター
	101	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るために、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	継続		被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意する。	
	102	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後 (1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	継続		市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、府内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日(電話・来所) 各区総合事務所からのオンライン相談 ・弁護士相談 毎月第1～第4週金曜日の午後 (1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民相談センター

- 33 -

重点目標(2) 自立への支援

施策の方向	№	第4次基本計画		令和7年度実施計画				担当課
		事業内容	事業計画	方向性	理由・見直し内容等	目標	取組内容	
①生活再建の支援	103	女性相談事業の実施(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し、相談支援、関係機関との連携による被害者の自立支援を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	継続		被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(II-1-(2))	男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	104	女性相談事業の実施(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し、相談支援、関係機関との連携による被害者の自立支援を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	継続		被害者の心のケアを第一に、同伴者に対して、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(II-1-(2))	男女共同参画推進センター

<令和7年度実施計画>

## 市の各種委員会・審議会等における女性委員の登用状況(令和6年度)

上越市男女共同参画基本条例では、“市が設置する各種委員会等の委員を選任するときは、男女同数となるよう配慮しなければならない”としており、上越市第4次男女共同参画基本計画において、女性委員の登用率を計画期間の最終年度である令和9年度に30%にするという目標を掲げ、委員の改選に当たっては積極的に女性委員の登用・推薦を呼びかけています。

令和6年度は、令和6年4月の地域協議会委員改選時に女性の登用を進めた結果、前回選任時から5.4ポイントの増となるなど、全体の女性委員の登用率は、29.1%、前年度比で1.1ポイントの改善が図られました。

引き続き、女性の参画促進のための意義や必要性などの啓発活動を行い、あらゆる方針決定の場に女性の視点や意見が反映するよう取り組んでまいります。

令和7年3月31日現在

区分・名称	審議会数	委員数		女性登用率	
		委員総数	女性委員	R6年度	R5年度
上越市公平委員会	1	3	1	33.3%	33.3%
上越市固定資産評価審査委員会	1	3	2	66.7%	66.7%
上越市教育委員会	1	4	2	50.0%	50.0%
上越市選挙管理委員会	1	4	1	25.0%	25.0%
上越市監査委員	1	3	1	33.3%	33.3%
上越市農業委員会	1	24	3	12.5%	12.5%
行政委員会	6	41	10	24.4%	24.4%
上越市国民保護協議会	1	43	1	2.3%	4.5%
上越市防災会議	1	37	1	2.7%	2.6%
上越市開発審査会	1	5	1	20.0%	40.0%
上越市建築審査会	1	7	2	28.6%	28.6%
上越市障害支援区分等審査会	1	15	6	40.0%	40.0%
上越市民生委員推薦会	1	7	2	28.6%	28.6%
上越市介護認定審査会	1	118	36	30.5%	35.0%
上越市国民健康保険運営協議会	1	20	8	40.0%	40.0%
法令必置の附属機関	8	252	57	22.6%	25.4%
地域協議会	28	375	91	24.3%	19.3%
法律及び条例に基づく附属機関、審議会等	40	505	161	31.9%	31.5%
規則、要綱等に基づく懇談会等	35	359	127	35.4%	33.1%
合 計	117	1,532	446	29.1%	28.0%

※調査時点において、休止中、委員が選任されていないものは除く。

女性委員を含む審議会等の設置率	94.9%	93.4%
-----------------	-------	-------

### 第4次男女共同参画基本計画における評価指標

◇市の審議会等の女性登用率:30.0%(令和9年)

◇女性委員を含む審議会等の設置率:95.0%(令和9年)

### 【参考】

地域協議会	28	380	88	23.2%	17.8%
-------	----	-----	----	-------	-------

※令和6年4月25日の地域協議会委員選任後の数値 (前回選任時)

市議会議員	1	32	8	25.0%	21.9%
-------	---	----	---	-------	-------

※令和6年4月21日執行の一般選挙後の数値 (前回選挙時)

# 男女共同参画推進センターに関する事業報告

男女共同参画推進センターでは、男女共同参画基本条例や基本計画に基づき男女共同参画の取組を継続的に行う男女共同参画推進事業と、DV被害をはじめ、家庭、結婚、離婚、経済問題等の女性が抱える問題に対し、専門の相談員が指導・助言を行う女性相談事業を実施し、上越市における男女共同参画の推進に取り組んでいます。

## ◆男女共同参画事業

### 1 男女共同参画推進センター事業について

#### (1) 概 要

- ・男女共同参画推進センターは、男女共同参画基本条例において、当市における男女共同参画の事業推進と市民活動の拠点施設として位置付けられている。(平成13年3月設置)
- ・男女共同参画推進センターでは、男女共同参画の促進に関する講座等の企画・運営や、女性相談業務及び広報活動等を行っている。

#### (1) 令和6年度実績

##### ① 男女共同参画推進センター講座 (14講座・19回、319人参加)

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する理解を推進するため、実施計画に基づき講座を開催し、市民、企業への周知、意識啓発に取り組んだ。

<講座開催実績>

No.	月日	講 座 名	参加 人数	会 場	企画・運営
1	6/15 (土)	ドキュメンタリー映画上映会&トーク 「70歳のチア・リーダー」	48	市民プラザ	登録団体委託※
2	6/23 (日)	にいがた女と男フェスティバル2024 講演会「ハイヒールを履いたお坊さんと一緒に考える 人がそれぞれの色で輝くためのヒント」(オンライン講演会)	23	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団 サテライト
3	6/25 (火)	ワーク・ライフ・バランス推進セミナー 「働く人々の心とからだの健康づくり」	21	市民プラザ	直営
4	7/6 (土)	子どもの食・給食から、心と体の健康を考えてみませんか?	25	市民プラザ	登録団体委託
5	7/20 (土) 7/24 (水)	女性市議と語る 女性の活躍を考える講座	7 12	市民プラザ	登録団体委託
6	7/27 (土) 7/28 (日)	女らしさ・男らしさの『粹』から飛び出そう!	16 22	市民プラザ	登録団体委託
7	7/27 (土)	「ひきこもり」の生活世界から私と私の身の回りに起こっていることを考える	23	市民プラザ	登録団体委託
8	8/28 (水) 9/25 (水) 11/19 (火)	働く女性のキャリアデザイン応援セミナー ～私らしく働き続けるためのマインドとスキル～ (3回講座)	各回 5 (延 15)	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団との共催 (新潟県委託)
9	10/9 (水)	女性のための地域協議会講座	8	市民プラザ	登録団体委託

No.	月日	講座名	参加人数	会場	企画・運営
10	10/12 (土) 11/30 (土)	パートナーと学ぼう！男の子女の子 体の話 (第1回：自分と我が子のための家族で学ぶ性教育) (第2回：パートナーと性教育)	6 5	アットホームラボ上越	登録団体委託
11	11/8 (金)	何故DV関係になるのか～自分達、参加者達を見つめた気付き～（オンラインセミナー）	6	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団 サテライト
12	11/9 (土)	自分らしく自由に生きる講演会～思い込みからの脱却・自分を活かした生き方を～	23	市民プラザ	登録団体委託
13	11/26 (火)	共同親権ってなに？	22	市民プラザ	登録団体委託
14	12/8 (日) 12/14 (土)	地域セミナーin上越/女性活躍応援セミナー 「働く私の活力アップセミナー」 (第1回：疲れた心と体をリフレッシュ！) (第2回：老い支度。備えあれば憂いなし)	15 22	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団との共催
・委託：9講座（11回）（登録団体） ・直営、共催：3講座（6回） ・サテライト：2講座（2回）				319	

※ 企画・運営欄における「登録団体委託」とは、上越市（男女共同参画推進センター）が登録団体に講座の企画・運営を委託したもの指す。

#### <講座参加者の満足度>

- 令和6年度 81.9%（参考：令和5年度 77.5%）  
(女性財団のサテライト講座及び県委託事業は除く)

※第4次男女共同参画基本計画の評価目標・・・令和9年度に90.0%

#### ② 男女共同参画出前講座（12団体、455人参加）

- 学校や企業、市民団体などが主催する男女共同参画に関する講座、研修などに講師を派遣し、男女共同参画に関する意識啓発を図った。

#### <講座開催実績>

区分	開催回数	参加人数	実施プログラム（複数あり）・実施回数						
			デートDV ・暴力防止	男女共同参画 と人権	子育て支援、 介護支援	リプロダクティ ブ・ヘルス/ライフ	地域の 男女共同参画	ハラスメント 防止	ワーク・ライ フ・バラン ス、女性活躍
学校	5	278	4	1	-	-	-	-	-
企業	3	74	-	-	-	-	-	2	1
市民団体など	4	103	-	1	-	-	1	1	1
計	12	455	4	2	0	0	1	3	2

#### ③ 広報事業

##### <情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」の発行>

- 年4回の発行回ごとにそれぞれテーマを設定するとともに、市内の主な施設や町内会等へ配布し、男女共同参画に関する啓発及びセンターの各種事業等について紹介した。  
(発行回数：年4回、発行部数：15,400部)

## 各号主な発行テーマ

- ▶ 6月25日号：「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）で、より自分らしく、生き生きとした多様な暮らしへ」
- ▶ 9月25日号：「DV（ドメスティック・バイオレンス）をなくし、一人ひとりが尊重され、認め合う関係へ」
- ▶ 12月25日号：「お互いを思いやり、ハラスメントのない安心して生き生きと働き、暮らせる社会の実現に向けて」
- ▶ 3月25日号：「女性が活躍、参画できる社会へ向けて」

## ④ 男女共同参画推進センター登録団体懇談会の開催（令和7年3月末現在 21団体）

- ・懇談会を4回開催し、センター講座の企画案や情報誌の内容等について協議したほか、男女共同参画に関する意見交換を行うなどセンター登録団体との連携を図った。

## 2 第4次男女共同参画基本計画の取組状況について

### (1) 第4次男女共同参画基本計画（R5～R9）の進捗管理

- ① 令和5年3月に策定した第4次男女共同参画基本計画に基づき、令和6年度の事業実施計画の進捗管理及び令和7年度の実施計画の策定について、実施内容等の確認、整理を行った。
  - ② 市が設置する各種審議会等における女性委員の登用状況に関する調査（R7.3.31現在で調査）
    - ・調査対象とした審議会等 【計117】（令和5年度末：121）
    - ・登用状況：令和7年3月末現在 29.1%（前年度比 +1.1 ポイント）
- ※第4次男女共同参画基本計画の評価目標・・・令和9年度に30.0%

### (2) 男女共同参画審議会の開催

- ① 設置根拠（上越市男女共同参画基本条例第22条）
  - ・男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議する。
- ② 所掌事務
  - ・男女共同参画基本計画に関し、第11条第3項（男女共同参画基本計画を定める場合に審議会の意見を聴くこと）に規定する事項を処理すること。
  - ・市長の諮問に応じ、男女共同参画の促進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
  - ・男女共同参画の促進に関する施策の実施状況を監視するとともに、市の施策が男女共同参画の促進に及ぼした影響を評価すること。
- ③ 審議会委員
  - ・委員数 15人（任期：R5.4.1～R7.3.31） ※学識経験者、事業者、公募市民等で構成

＜審議会の開催実績及び主な協議事項＞

回	開催日	協議事項
第1回	8月7日（水）	・第4次男女共同参画基本計画に基づく令和5年度取組実績について ・第4次男女共同参画基本計画に基づく令和6年度実施計画について
第2回	2月20日（木）	・令和6年度取組実績（見込み）及び令和7年度実施計画（予定）について

## 3 その他男女共同参画事業について

### (1) 男女共同参画サポーター制度

- ① 目的及び期待する主な役割
  - ・地域での男女共同参画の推進に関する意識・知識の普及啓発

- ・男女共同参画推進センター講座等への積極的参加や、市民に向けた参加の呼び掛け
  - ・サポーター自身の活動を通じて、男女共同参画の実践とそのきっかけづくり
- ② 令和6年度実績
- ・サポーター懇談会を開催し、サポーター相互の交流や情報交換、今後の活動について検討したほか、サポーターからの提案や意見等を基にした啓発事業「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を知ろう！パネル展」を柿崎区と名立区で開催した。
  - ・「～無意識の思い込みから自由になろう！～アンコンシャス・バイアスを知ろう！」パネル展  

<in 柿崎区> 開催期間・・・令和6年10月18日～31日 開催場所・・・柿崎地区公民館  
<in 名立区> 開催期間・・・令和6年11月12日～25日 開催場所・・・名立地区公民館  
内容・・・男女共同参画サポーターの意見を生かした、性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み、偏見）について、観覧者の気づきのきっかけとなることを目的としたパネル展。シールアンケートや内閣府作成のチェックシートによるアンコンシャス・バイアス度の自己診断ができるコーナーも設けた。  
あわせて、ミニミニ座談会を両区で行い、家事や育児、地域のことなど、お茶を飲みながらサポーターや参加者同士でざっくばらんな意見交換を実施した。
  - ・令和7年3月末現在の登録者数 19人
- (2) 男女共同参画に関する職員研修会の開催
- ・各課等の男女共同参画推進担当者（主に副課長級職員）及び保育士（園長又は副園長）を対象に研修会を開催し、職員一人一人が男女共同参画について正しい認識を持ち、各課等における男女共同参画の促進に関する施策の推進につなげ、業務の中で実践していくための意識啓発を行った。
- (担当者対象)
- ・テーマ：「防災分野における女性の参画拡大に向けて」
  - ・講 師：政狩拓哉さん（大阪府泉大津市 危機管理監）
- (保育士対象)
- ・テーマ：「子どもの人権とエンパワメント」
  - ・講 師：C A P・じょうえつ（男女共同参画推進センター登録団体）
- (3) 女性人材バンク
- ・上越市男女共同参画条例の理念に則り、女性の人材の情報を蓄積し、かつ、その情報を活用する制度を創設することにより、本市の審議会等の委員、研修会の講師等に積極的に女性を活用し、もって男女共同参画社会の促進に寄与することを目的としている。令和6年度は2件の利用申請があったものの採用はなかった。
  - ・市のホームページへ登録情報を掲載（希望する人のみ）
  - ・令和7年3月末現在の登録者数 36人
- (4) 図書コーナーの設営
- ・蔵書数：536冊（令和7年5月現在）、令和6年度貸出実績：78人、207冊

#### 4 事業の成果及び今後の課題、反省点について

- (1) 目標達成状況
- ・第4次男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画センター講座を幅広いテーマで開催するとともに、出前講座の開催、情報紙の発行、啓発パネル展の開催などを通じて、男女共同参画の意義の普及・啓発を行い、男女共同参画に関する市民の理解を深めることができた。

(2) 事業の成果

- ・関係団体の委託講座のほか、学校や事業所、市民団体などを対象とした出前講座やサポーター等の協働による啓発事業を実施するとともに、新潟県女性財団との共催による講座の開催など、男女共同参画社会の必要性について、様々な分野と幅広い世代に向けて意識啓発を図ることができた。

(3) 今後の課題

- ・引き続き、あらゆる場における意思決定過程への女性の参画促進や性別による固定的役割分担意識の解消などに向けた取組を推進し、男女共同参画社会の形成についての理解を深める意識啓発に取り組んでいく。
- ・より多くの市民から、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の取組に参加してもらえるよう、関係機関と連携し、時宜にかなった企画を計画、実施するとともに、効果的な周知を行う。

## ◆女性相談事業

### 1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき女性相談員を設置し、相談者が抱える様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。

### 2 事業の内容

- 家庭問題や配偶者等からの暴力など、不安や悩みを抱えている相談者に対し、適切な指導や助言を行うとともに、関係機関・庁内関係課等とも連携を図り、相談者が安心して生活できるよう支援を行う。
- ・相談員 3人（うち一人は、統括指導的な業務を担う統括女性相談員）
  - ・相談場所 上越市市民プラザ2階 男女共同参画推進センター内
  - ・相談受付 月～土曜日 午前9時～午後5時（毎週火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長）

※日曜日・祝日、年末年始、市民プラザ休館日は除く

- ・パープル・ライトアップの実施

女性に対する暴力根絶と相談窓口の周知啓発を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に高田城三重櫓のライトアップを実施

### 3 相談件数について

- (1) 令和6年度は相談延べ件数が1,587件、相談実人数は175人となり、令和5年度の相談延べ件数と比較して262件の減、相談実人数では4人の増となった。
- (2) 全相談件数の半数（50.2%）が家庭問題となっており、そのうちDV関係の相談は全相談件数の10.1%であった。

#### ＜女性相談事業実績＞

区分	令和4年度		令和5年度(B)		令和6年度(A)		比較増減 (A)-(B)	
女性保護施設等入寮者数(人)	3		0		1		1	
相談実人数/相談延べ件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
	212	3,785	171	1,849	175	1,587	4	△262
内訳	経済問題	9	414	7	155	8	122	1 △33
	職業・就労問題	0	31	0	3	1	4	1 1
	結婚・離婚問題	51	366	49	197	31	189	△18 △8
	家庭問題	98	1,896	76	875	92	798	16 △77
	(うちDV関係)	(26)	(372)	(18)	(174)	(18)	(160)	(0) (△14)
その他	66	1,078	39	619	43	474	4	△145
相談日数(日)	281		281		281		0	
1日あたり相談件数(件)	13.5		6.6		5.6		△1.0	

※ 人数は、主な訴えのあった内訳項目の実人数を記載。件数は、複数の内容の相談があった場合、主な訴え以外の件数も加えて記載

【参考】

	令和4年度	令和5年度(B)	令和6年度(A)	比較(A)-(B)
実相談回数(関係機関との連携含む) ※( )内は1相談者当たり回数	847回 (4.00回)	434回 (2.54回)	399回 (2.28回)	△35回 (△0.26回)

4 相談者の状況について

- (1) 相談実人数は175人で、このうち女性は164人(93.7%)、男性は8人(4.6%)、不明3人(1.7%)であった。また、相談者の新規・再来別では、新規が135人(77.1%)、再来が40人(22.9%)であった。
- (2) 相談者の居住地別では、合併前上越市が125人(71.4%)、13区は31人(17.7%)、市外・不明は19人(10.9%)であった。また、相談方法の区分では、男女共同参画推進センターへの来所が82人(46.9%)、電話相談が89人(50.8%)、メール・その他が4人(2.3%)となっていた。

【年代別集計】

18歳未満	0人	-
18歳以上20歳未満	2人	1.1%
20代	23人	13.1%
30代	39人	22.3%
40代	41人	23.4%
50代	30人	17.2%
60歳以上64歳未満	11人	6.3%
65歳以上	15人	8.6%
不明	14人	8.0%
合計	175人	-

【相談経路】

本人自身	150人	85.7%
警察関係	1人	0.6%
法務関係	0人	-
他の女性相談所	5人	2.9%
他の女性相談員	0人	-
福祉事務所	11人	6.3%
他の相談機関	4人	2.3%
社会福祉施設等	0人	-
医療機関	2人	1.1%
教育機関	2人	1.1%
労働関係	0人	-
民間シェルター	0人	-
知人縁故関係	0人	-
その他	0人	-
合計	175人	-

5 事業の成果及び今後の課題、反省点について

(2) 目標達成状況

- ・相談者の様々な不安や悩みに対し、府内関係課や関係機関と連携を図りながら適切な指導や助言を行い、不安解消や問題解決に向けて、相談者に寄り添いながら適切な支援を行うことができた。
- ・DVに関する相談では、相談者に対して迅速かつ的確な助言・支援に努め、被害者の安全確保を図った。
- ・国・県等の研修会に参加し、女性相談員として必要な知識や資質の向上を図った。

(2) 事業の成果

- ・配偶者等からの暴力被害(DV)に関する相談については、内容が複雑化かつ多様化してきていくが、経験年数の長い相談員を統括女性相談員として任用し体制を強化するとともに、関係課や関係機関と連携し、適切な支援を行うことができた。

### (3) 今後の課題

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、また、近年の生活・行動の変化に伴い複雑化、多様化する相談内容に対応するため、相談者の意思を尊重しながら、最適な支援を受けられるよう関係機関等との連携をより一層進めるとともに、研修会の活用等により女性相談員に必要な知識の取得や資質の向上に取り組んでいく

# 令和6年度 男女共同参画推進センター講座開催実績

登録団体委託講座  
ワーク・ライフ・バランス推進セミナー  
県女性財団共催事業（地域セミナーin上越／女性活躍応援セミナー）  
そのほかの講座・講演会  
男女共同参画サポーター企画



## 1 登録団体委託講座



## ドキュメンタリー映画上映会＆トーク「70歳のチア・リーダー」

## 企画・運営 上越市の男女共同参画を推進する会

## 会 場 市民プラザ

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の生き方、「生きがい」を考えるきっかけとしたい。</li> <li>・年齢に関係なくやりたいことを追求する姿から好奇心と探究心、創作意欲にまっすぐなシニア女性への感動を味わってもらえると思う。</li> <li>・今、若い人の間でもダンスが流行。若い女性に今後の人生も含め視聴して欲しい。</li> </ul>
テーマ	1-2-3-2男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進 1-2-5-3多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進
日時	6月15日（土）13：30～16：30
講師	-
内容	アメリカのフロリダ州を拠点に、年齢を気にせず、様々な悩みを抱えながらもチア・リーダーを楽しむことで、人生の生きがいを見つけ、自分らしく前向きに生きる女性たちを描いたドキュメンタリー映画を上映 当日は、市内で活躍するシニアダンスマッチーム、上越シャイニング☆スマイルがチアダンスを披露。映画とダンスを見て元気をもらい、「生きがい」についてみんなで考える。
参加者数	48人

#### 参加者の声(アンケートより)

- ・人生明るく元気に自分らしく、楽しく生きることを再確認しました。
  - ・すごく格好良くみんな素敵でした。あのような70代になりたい。上越のチアダンスチームの方々も、みんなイキイキして輝いていて、感動し涙が出ました。
  - ・アメリカ、フロリダを拠点とするチアダンスチームの華やかな活動が展開されていたが、男性の特権に抑圧されているシーンが見られた。アメリカの家庭でも男尊女卑、男女不平等があることが分かった。

## ＜企画・運営を行った男女共同参画推進センター登録団体の紹介＞

## 上越市の男女共同参画を推進する会

女性と男性が家庭・職場・地域で、ともに平等にかかわり参画できる社会をつくることを目的に活動しています。

- ・男女共同参画を推進するための活動や提言
  - ・ジェンダーの視点で広く情報収集・情報発信



## 子どもの食・給食から、心と身体の健康を考えてみませんか？

企画・運営

新日本婦人の会 上越支部

会 場

市民プラザ

目的	子どもの食について考えることにより、地域や家庭で助け合い、お互いに思いやる気持ちを養う機会とする。
テーマ	1-2-2-1男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 1-2-1-1ワーク・ライフ・バランスの浸透
日時	7月6日（土）14：00～16：00
講師	田口 孝さん（元養護教諭）
内容	子どもたちの偏食、不規則な食事、食事抜きなどから、子どもの心と身体への影響が心配される。元養護教諭の講演とグループワークにより、健全な発達を願う大人たちで子どもの食について話し合う機会を設け、男女共同参画の視点に立って、子どもの食・給食について考えるきっかけとする。
参加者数	25人

### 参加者の声(アンケートより)

- ・食・給食の役割、大切さを理解していたつもりであったが、今日の話を聞き、食は自立、生きていく力と人間の尊厳を学ぶ場、ジェンダーを学ぶ場であることを改めて深く考えさせられた。
- ・子どもの食の問題と給食について、例えば、子ども食堂についてもっと詳しく聞いたかった。
- ・格差が広がっていき、子どもの身体、心への影響が心配

<企画・運営を行った男女共同参画推進センター登録団体の紹介>

**新日本婦人の会 上越支部**

新日本婦人の会は、暮らし、子育て、平和など、女性の願いで行動する国連に正式に認証されたNGOです。女性たちのどんな悩みや要求もみんなの問題として話し合い、手をつなぎ、その実現を目指しています。あなたも新婦人でご一緒に！



## 女性市議と語る 女性の活躍を考える講座

企画・運営

上越市まちづくり市民大学OB会

会場

市民プラザ

目的	・女性の社会参画の現状と必要性を知ってもらい、認識してもらう。 ・女性の社会参画を進めるための方策について考えてもらい、女性の社会参画の推進の一環とする。また、女性議員には女性参画の先頭に立つ意識を持ってもらいたいと思う。
テーマ	1-1-2-2あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施 1-3-1-1女性の人才培养に向けた各種講座の開催 1-3-3-1市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進
日時	7月20日（土）10：00～12：00 7月24日（水）18：30～20：30
講師	上越市議会議員 安田 佳世さん、宮崎 朋子さん 大島 美香さん、平原 留美さん、ストラットン 恵美子さん、高山 ゆう子さん
内容	女性市議会議員に講師を依頼し、議員になって経験したことを踏まえて女性の社会参画の必要性を話してもらう。 その後、講師を交えて参加者で女性参画の必要性や女性参画を推進する方法などをグループに分かれて話し合う。
参加者数	7/20 7人、7/24 12人

### 参加者の声(アンケートより)

- 市議のお二人はじめ様々な方の話を聞け、世界が広がったことが嬉しかったです。女性市議の皆様、今後ともよろしくお願いします。
- みんなと話し合う場がある事が良かった。
- それぞれの思いがここだけに留まらず、先に進めるような動きが発生するとよいと思う。
- 女性活躍推進には非常に興味がありまして、この機会の参加できただったことがよかったです。
- いろいろな方とお話しできて、自分の知識がふえてよかったです。
- 元気な市議たちでした。これからも活躍して欲しい。女性が集まると元気が出ることが良くわかりました。女性ガンバレー！

<企画・運営を行った男女共同参画推進センター登録団体の紹介>

### 上越市まちづくり市民大学OB会

まちづくり市民大学2003年度修了生有志が集まって設立した団体です。

平成23年度から、「上越市まちづくり市民大学」を主催して、まちづくりの担い手の育成と仲間づくりを目的に、福祉、教育、観光振興、景観づくり、協働等まちづくりに関して学習会を開催しながら、各種市民活動団体と連携して、まちづくりに積極的に関わっています。

市民大学の修了生は、様々なところで活躍しています。



## 女らしさ・男らしさの『枠』から飛び出そう！

企画・運営

CAP・じょうえつ

会場

市民プラザ

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な暴力、性別に関係なくおこる性暴力に気づき、人権意識を高める。</li> <li>・らしさの押し付けやジェンダーバイアスに気づく。</li> <li>・多様性を認め、個性を大切にできるようになる。</li> </ul>
テーマ	1-1-4-2教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実 2-1-1-1配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 1-2-5-3多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進
日時	<ワークショップ> 7月27日（土）10:00～12:00 <創作、展示> 7月27日（土）10:00～17:00 7月28日（日）10:00～15:00
講師	CAPスペシャリスト 高橋 和真さん（空のおもちゃ箱） 大坪 正尚さん（いたずらや尚）
内容	<ワークショップ> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの暴力防止ワークショップを実施する。子どもの悩みに寄りそえるよう、性別に関係なくおこる性暴力、らしさの押し付けやジェンダーバイアスを認識できるようにする。</li> </ul> <展示、創作コーナー> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箱をテーマに個性の違う作品を見て”らしさ”について考える「箱のリメイク展示と体験」を実施する。作家と話したり、創作体験を通じて、女らしさ、男らしさにとらわれず、自分らしさを見つける、多様性、個性を認める。</li> </ul>
参加者数	16人<ワークショップ>、22人<創作体験>

参加者の声(アンケートより)

- ・人権について考える機会になり、もっと早くきたかった。
- ・学校で取り入れができるといいと思った。
- ・CAPが伝えたいことがよくわかった。

<企画・運営を行った男女共同参画推進センター登録団体の紹介>

CAP・じょうえつ

CAPは、子どもが暴力から自分を守るためにできることを伝える『不安を勇気に変えるプログラム』。誰もが持っている大切な3つの権利「安心」「自信」「自由」が奪われそうになった時、何ができるかを年齢に応じた劇を通して考えます。周りの大い達にもCAPの考え方を知ってもらい、みんなで子どもへの暴力のない社会を作りたいと思います。



## 「ひきこもり」の生活世界から私と私の身の回りに起こっていることを考える

企画・運営

自然な出産と母乳育児を考える会

会 場

市民プラザ

目的	・当事者による講話を通じて、ひきこもり状態にあることへの理解が深まるきっかけとなる。 ・また、男女共同参画に必要な他者理解と共生社会について考えるきっかけとなる。
テーマ	1-1-2-2あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施 1-2-5-3多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進 2-1-1-1配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発
日時	7月27日（土）13：00～16：00
講師	岡本 圭太さん（ひきこもり経験者、社会福祉士、精神保健福祉士）
内容	講師（ひきこもり経験者、社会福祉士、精神保健福祉士）による講話を機に、参加者一人ひとりが固定的役割意識や暴力性といった、社会や自分自身の価値観に気づき、多様性、基本的人権、個人の尊厳といった男女共同参画の基盤をなす価値観について考えるきっかけづくりとする。
参加者数	23人

### 参加者の声(アンケートより)

- ・（講師の）苦しみが、私とまったく同じで救われた。
- ・話を聞いて、息子の事を考えさせられた。今の生活を考え気持ちを楽にして行こうと思った。
- ・生の声、話を聞きできてよかったです。

### <企画・運営を行った男女共同参画推進センター登録団体の紹介>

#### 自然な出産と母乳育児を考える会

「自然な出産と母乳育児を考える会」では、さまざまなテーマをきっかけとしながら、参加された皆さんと一緒にいのちに向き合うワークを開催しています。子どもの育ちに関するここと、性被害にあうということ、女性自身が自らの身を守るために護身術など、さまざまな話題を取りあげ講座を開催しています。ぜひ、皆さんと同じ場所に集い、一緒に考える機会となることを願っています。



## 女性のための地域協議会講座

企画・運営

上越市まちづくり市民大学OB会

会 場

市民プラザ

目的	政策などの意思決定の場に女性が参画することの重要性と必要性を理解してもらう。参加者で話し合うことで同じ思いを持つ仲間を増やし、少数派である女性のエンパワメントを図り、地域協議会への参画の機運を醸成する契機とし、あらゆる場面での女性参画の拡大につながることを目指す。
テーマ	1-3-1-1女性の人材育成に向けた各種講座の開催 1-3-3-1市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進
日時	10月9日（水）18：30～20：30
講師	-
内容	政策等の決定の場への女性の参画が少ない現状において、地域の課題解決や活性化に向けた議論・検討を行う地域協議会への女性の参画は重要である。4月の地域協議会委員の改選で新たに委員になった女性委員をはじめ、関心のある一般市民等の参加者で疑問や感想等を話し合うなど、地域協議会への理解を深める。
参加者数	8人(他傍聴男性3人)

### 参加者の声(アンケートより)

- 町内会と地域協議会の立場内容は、やや理解できたが、町内会の方が歴史が長いため、難しいところもあるだろうと思った。
- 地域協議会の背景にあるものをたくさん知れました。男性の会よりも女性の会は、はなしやすさがありました。
- 希望はまだ持てるのかもしれない…と感じました。
- みんなの意見が聞けてよかったです。

<企画・運営を行った男女共同参画推進センター登録団体の紹介>

### 上越市まちづくり市民大学OB会

まちづくり市民大学2003年度修了生有志が集まって設立した団体です。

平成23年度から、「上越市まちづくり市民大学」を主催して、まちづくりの担い手の育成と仲間づくりを目的に、福祉、教育、観光振興、景観づくり、協働等まちづくりに関して学習会を開催しながら、各種市民活動団体と連携して、まちづくりに積極的に関わっています。市民大学の修了生は、様々なところで活躍しています。



## パートナーと学ぼう！男の子女の子 体の話

企画・運営

特定非営利活動法人ふあみりり

会 場

アットホームラボ上越

目的	・男性にとっての男女共同参画の推進 ・家族で自分のため、わが子のためにからだや性について話し合うことで、気軽に自宅でも話し合えるきっかけに。 ・パートナーとの対話を通して、お互いの働き方や家庭での役割分担などについて考えるきっかけに。
テーマ	1-1-3-1 男性における男女共同参画の意義の理解促進 1-1-3-2 男性の家事・育児・介護等への参画の促進 1-2-2-1 た男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 1-2-4-1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発
日時	10月12日（土）10:00～12:00 11月30日（土）10:00～12:00
講師	霜鳥 めぐみさん（保健師）
内容	「性」についての基本事項を大人がアップデートし、家族で自分のため、わが子のためにからだや性について気軽に話すことに慣れ、これからできることを見つけるため、また、パートナーとの会話を通して、パートナー自身の整理の状態、パートナーにしてほしいこと、パートナーにできることをシェアできるようにするため、自分とわが子のための家族で学ぶ性教育講座とパートナーの整理について学ぶ性教育講座を行う。
参加者数	10/12 6人、11/30 5人

### 参加者の声(アンケートより)

- ・今大にしたいことが学べ、性のハードルが下がりました。
- ・人権を考えられた。洗い方。受け止めて、一緒に調べて学ぶことを忘れないようにしたい。
- ・性教育の現状、子どもたちが疑問に感じやすいことなど交えながら、生活の中で使える大切な声掛けなど学べた。
- ・タブーだと感じていた領域の勉強をさせて頂いてありがとうございます。
- ・生理について学問的には知っていても、女性が実際にどう感じているのか、また、どのように対処しているのかについては、知らなかつたので勉強になった。
- ・秘めて隠してたけど、伝えてみるきっかけになった。

<企画・運営を行った男女共同参画推進センター登録団体の紹介>

**特定非営利活動法人ふあみりり**

妊産婦本人又は家族の肉体的・精神的負担や生活上の不安の解消・軽減さらには産後の孤立や孤独の防止、児童虐待予防に寄与する妊婦さんとその家族、子育て世帯の支援をしています。



## 自分らしく自由に生きる講演会～思い込みから脱却・自分を活かした生き方を～

企画・運営

男女共同参画を応援する市民の会

会 場

春日謙信交流館

目的	自分の固定観念で自分を縛っている現実に気付いてもらい、性別による固定的役割分担の考え方を理解してもらって、とらわれない自由で柔軟な生き方を理解してもらいます。また、とらわれない生き方、自由で柔軟な生き方について話し合うことで自分の生き方の確認と自信につなげます。
テーマ	1-1-2-2あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施 1-1-3-2男性の家事・育児・介護等への参画の促進
日時	11月9日（土）14：00～16：00
講師	清水 心澄さん（仏画師）
内容	女性としての生き方や女性の役割はこうあらねばという自分の中の固定観念に縛られた生き方をしている人に對して、講師から自分の中にある固定観念を排除してより自由に柔軟に生きる生き方について話してもらい、その後、参加者で自由で柔軟な考え方と生き方について話し合い、理解を深める。
参加者数	23人

### 参加者の声(アンケートより)

- ・わかりやすいお話をしました。
- ・今まで眠っていた気持ちに灯がともったようです。何事にも挑戦して参りたいです。
- ・最近「幸せとは」とか「感謝」とかの言葉が気になり、いろいろなところで話し合いの場に参加しています。なにがあっても、今日の自分を認め、ありがとうをいっていればいいかなあと。
- ・前向きになれました。
- ・「女だから」的な事を常に意識していたと思います。これからは、今日の事を意識していきたい
- ・二度とない人生を自分らしく、やりたいことをやろうと思いますが、家族のこと、まわりのことを考えて、出来ないことが多い。自分の許せる環境の中でできることをやろうと思います
- ・「特に講師の方の個人情報について根掘葉堀聞きたい」と言う事ではないが、講師がテーマタイトルの考え方方に至った経緯をもう少しわかるように聞きたかったです。

＜企画・運営を行った男女共同参画推進センター登録団体の紹介＞

### 男女共同参画を応援する市民の会

男性も女性も共に住みやすい“まち”にするために、男女共同参画推進センターに登録し、活動している市民団体です。月に1回、なんでも話し合えるサロンを開いています。



## 共同親権ってなに?

企画・運営

NPO法人マミーズ・ネット

会場

市民プラザ

目的	・参加者が共同親権制度について理解を深め、具体的な規定やメリット・デメリットについて学ぶことで、親権問題に対する適切な判断や支援ができるようになる。 ・子育て支援のNPO法人が企画することで、「共同親権」そのものについて幅広い層が関心を寄せるきっかけとなる。
テーマ	1-2-2-1男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 1-2-5-3多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進
日時	11月26日（火）13：30～15：00
講師	田中 篤子さん（弁護士）
内容	「共同親権」について、子どもを取り巻く大人たち（子育て中の保護者や子育て支援者）が基礎知識を学ぶ。共同親権について正しく理解することで、多様な家庭観を尊重し、子どもの利益と権利を守ることを目的とする。講義形式とし、質疑応答の時間を設ける。
参加者数	22人

### 参加者の声(アンケートより)

- ・政策立案に役立てたい。家族のあり方を考えさせられる機会となった。
- ・ぼんやりとしていた内容が明確になりました。ぜひ法律施行後、いろいろと決まった状況でもう一度詳しく話をきいてみたいです。
- ・知りたかったことが分かりやすく知ることが出来ました。
- ・とても有意義な情報を教えていただきました。
- ・共同親権という言葉は聞くけど、よくわからなかったので、勉強になりました。困っている人に不利益がないとよいなと思いました。
- ・法律の施行後にもう一度開催して欲しい。
- ・離婚後のお金に関する共同親権について知りたかった。共同親権については、おおまかなことは学ぶことができてよかったです。
- ・国が動かないとなかなかうまく進まないのでは?と思いました。
- ・相談窓口等の取組みが今後期待される。

### <企画・運営を行った男女共同参画推進センター登録団体の紹介>

#### NPO法人マミーズ・ネット

子どもの幸せを願うすべての人々が、地域で支えあって子育てしていく社会、子どもも大人も性別にとらわれずに生きやすい社会を目指して活動をしています。

##### <主な活動内容>

- ・子育て応援ひろば「ふう」の運営・子育て講座の開催
- ・子育て応援誌「With kids NEWS」発行
- ・上越市こどもセンター（オーレンプラザ/市民プラザ）、利用者支援事業「じょうえつ子育てinfo」、一時預かり室、上越市ファミリーサポートセンターの運営受託

## 2 ワーク・ライフ・バランス推進セミナー



### 働く人々の心とからだの健康づくり

企画・運営 市(男女共同参画推進センター)

会場 市民プラザ

目的	・専門家から、健康経営の基本的知識・情報を得るとともに、メンタルヘルス不調の該当者への適切な対応が取れるようになる。 ・必要に応じて、組織体制を見直し、改善を図る。
テーマ	1-2-1-1ワーク・ライフ・バランスの浸透 1-2-1-3職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組 1-2-3-1若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組
日時	6月25日（火）13:30～15:00
講師	久保野 裕子さん（新潟県立看護大助教）
内容	・ストレスとは何か、捉え方 ・近年のメンタルヘルス不調等の事例（業種別）、要因 ・メンタルヘルス不調、疾病予防の方法 ・メンタルヘルス対策指針に沿った支援方法（大企業、中小事業所） ・「健康経営」の意義：健康づくり＝人材育成、取組を疎かにすると会社の損失につながることを理解する。 ・ワーク・ライフ・バランス指針に基づく対策 ・働きやすい職場環境について
参加者数	21人

#### 参加者の声(アンケートより)

- ・具体的説明が良かった。
- ・今後のストレスとのつきあい方について考えるきっかけになりました。
- ・ストレス要因、対処（初期）について理解できました。
- ・ストレスチェックですが、小人数の会社なのでやったことはなかったが、小人数でもやれるし、分析できるとわかった。
- ・もう少し、他企業の具体例を知りたかったです。
- ・従業員の普段を知る事が大切である。コミュニケーションを積極的にとることが大事だと思った。

### 3 新潟県女性財団共催事業 地域セミナーin上越/女性活躍応援セミナー



#### 働く私の活力アップセミナー 第1回「疲れた心と体をリフレッシュ！」

企画・運営

市(男女共同参画推進センター)・公益財団法人 新潟県女性財団

会場

市民プラザ

目的	・働く女性がこころと体をいたわるセルフケアを学ぶ。 ・心身のセルフケアによって自身の内面と向き合い、高齢期や介護に対する不安や負担感を軽減し、自分らしい生き方を考え、活躍する契機とする。
テーマ	1-2-4-2生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実 1-3-1-1女性の人材育成に向けた各種講座の開催
日時	12月8日（日）10：00～12：00
講師	内山 麻理子さん（ボディメイクインストラクター）
内容	・簡単な心身のセルフケアの体験実施により、ストレスから解放され、自身の内面を見つめ直す。 ・体をリフレッシュするストレッチ運動 ・自分を見つめるワーク
参加者数	15人

#### 参加者の声(アンケートより)

- ・ストレッチについて、説明して頂いて良かった。
- ・心と体、まさにテーマに沿っていました。
- ・普段動かさない筋肉を動かしたので、肩こりがなおりそう。
- ・筋肉のほぐし方を学んで良かった。
- ・脳のネガティブな思考のクセをわかりやすくお話し頂きました。
- ・いやなことを考えるのは、くせだということが聞けて良かった。
- ・日常にすぐいかしていくのでよかったです。



## 働く私の活力アップセミナー 第2回「老い支度。備えあれば憂いなし」

企画・運営

市(男女共同参画推進センター)・公益財団法人 新潟県女性財団

会場

市民プラザ

目的	将来に向けた不安（自身の高齢期や介護の問題）を男女共同参画の観点を踏まえて、備え軽減する学びの機会を設ける。 講義やグループワークを通じて、高齢期や介護に対する不安、負担感を軽減し、自分らしい生き方を考え、活躍する契機とする。
テーマ	1-2-2-2男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実 1-3-1-1女性の人材育成に向けた各種講座の開催
日時	12月14日（土）10：00～12：00
講師	朝日 由香さん（国家資格キャリアコンサルタント）
内容	人生100年時代に備え、自身の高齢期に向けた心得、家族に介護が必要になった場合への備えなどを学び、課題への理解を進める。 講義、グループワーク（年代の近い人たちでグループ分け）
参加者数	22人

### 参加者の声(アンケートより)

- 机上の理論だけでなく、実体験をいろいろお聞きできて、すごく納得しました。
- グループワークで他の方の意見、体験を聞けた事。講師の方のアドバイスが良かった。身近な事でわかりやすかった。
- 現実感を持って考えることができました
- 同じくらいの年代のグループ割りだったのか、話しやすく楽しく参加できました。
- お話を聞くのと、グループワークで自分が話すのが両方あって良かった。
- 小人数チームで意見を聞いたり言えたりした事で、問題に取り組めた事が良かった。
- より具体的な問題だったので、話し合いをしてより深めることができました。

## 4 そのほかの講座・講演会



### にいがた女(ひと)と男(ひと)フェスティバル2024講演会 ハイヒールを履いたお坊さんと一緒に考える 人がそれぞれの色で輝くためのヒント(オンライン講演会)

講 師	西村 宏堂さん(アーティスト・僧侶)
開催日	6月23日(日) 13:30~15:30
会 場	市民プラザ(サテライト会場)
目的 内 容	男女共同参画週間(6/23~29)に合わせて、公益財団法人 新潟県女性財団が、新潟市で開催する講演会をオンラインで視聴し、多様性や価値観を認め合うことの大切さについて学ぶ。 講演では講師自身の幼少時代、海外留学から、今現在までの生い立ちや経験を通して、苦悩した事、変わるべききっかけなど、「自分らしく輝き、生きるために必要なこと」とは何か、また、自分が輝くためのヒントを学んだ。



### 「女性に対する暴力をなくす運動」女性に対する暴力防止セミナー 何故DV関係になるのか～自分達、参加者達を見つめた気付き～(オンラインセミナー)

講 師	一般社団法人工エムピー 中川 拓さん、中川 亜衣子さん
開催日	11月8日(金) 14:00~16:00
会 場	市民プラザ(サテライト会場)
目的 内 容	11月12日から25日の、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、女性に対するあらゆる暴力の防止に向けてオンラインセミナーを開催する。 今年度は、無自覚のDV加害者・DV被害者の問題をテーマに、(一社)エフエフピーの中川 拓さん・亜衣子さんを講師にお招きし、DV加害者・DV被害者の関係であったお二人からDVをする人の心理、逃げられない人の心理、解決に向けて必要なものなど、事後対策や根本的解決に向けて、実際の経験からお話しいただく。 参加者からは、「自分の行為を改めることの大切さを学べた」「DV被害者だけでなく、DV加害者側の心理を聞くことができ、とても良かった。」などの声があった。



### 働く女性のキャリアデザイン応援セミナー【上越会場】 ～暮らししく働き続けるためのマインドとスキル～

講 師	①②小安 美和さん(株式会社Will Lab代表取締役) ③ 丸山 結香さん(有限会社MAX ZEN performance consultants 代表取締役) 先輩ゲスト:栗原 春圭さん(不二産業株式会社)、山際 夏実さん(日本精機株式会社)
開催日	① 8月28日(水) ② 9月25日(水) 13:30~16:30 ③ 11月19日(火)
会 場	市民プラザ

目的 内 容	企業における女性活躍を推進するため、若い女性のキャリアデザインの支援やスキルアップのためのセミナーを実施する。 ① ビジョンを描く～中長期でありたい姿を考えよう～ ② スキルを磨く～ビジョンをカタチにするために～ ③ マインドを高める～先輩ゲストから学び、ネットワークを広げよう～
※新潟県女性財団の事業を共催実施	

## 5 男女共同参画サポーター企画



### 無意識の思い込みから自由になろう！ アンコンシャス・バイアスを知ろう！パネル展 <in 柿崎区><in 名立区>

開催期間

① 10月18日(金)～10月31日(木)  
② 11月12日(火)～11月25日(月)

会 場

① 柿崎地区公民館  
② 名立地区公民館

目 的 内 容

サポーターからの提案や意見等を基にした、性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み、偏見）についてのパネルを展示し、観覧者の気づきのきっかけとする。シールアンケート、内閣府作成のチェックシートによるアンコンシャス・バイアス度の自己診断、ミニ座談会を開催。座談会では、家事や育児、地域のことなど、お茶を飲みながらサポーターや参加者同士でざっくばらんな意見交換を実施した。

アンケートから

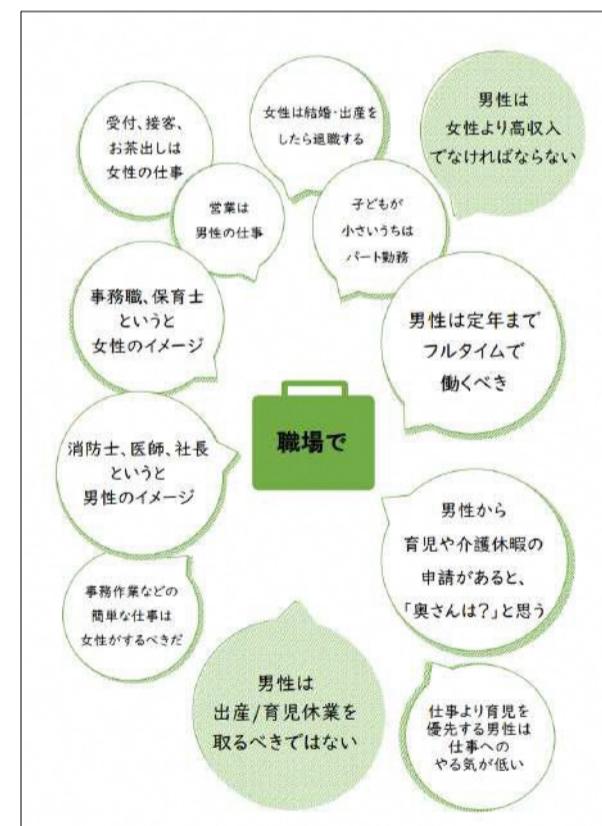
- ・パネルを見ていて、あるあるだなあ～と思うことがたくさんありました。無意識に使っていることばや言われたことのあることばもあり、意識していきたいなと思いました。ことば一つでよくも悪くなったりがあるので、気をつけたいと思いました。
- ・自分の中に無意識の思い込みの多いのに改めて気付きました。そんなに持っていないと思うだけで、根元のところはそうでもなかったという事に気付くことができてよかったです。
- ・前の職場で「女性」を強要される事が多々あり、嫌だったが、世の中はそういうものだと思って、その仕事をやめた。上の世代の意識が変わらないと、特に社会などの組織では性別による差別はくりかえされると思っている。



【展示パネルの一部】※市ホームページにも掲載しています。



二次元コードから



## 令和6年度 情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」一覧

情報紙名	主な掲載内容
<p>「ウィズじょうえつ」 からのおたより 2024. 6. 25 号</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）で、より自分らしく、生き生きとした多様な暮らしへ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施報告（「ワーク・ライフ・バランスで会社が利益体質に変わった」、「令和5年度アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を知ろう！パネル展」）</li> <li>男女共同参画週間「だれもがどれも選べる社会に（令和6年度キヤッチフレーズ）」のお知らせ</li> <li>女性相談のご案内</li> </ul>
<p>「ウィズじょうえつ」 からのおたより 2024. 9. 25 号</p>	<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）をなくし、一人ひとりが尊重され、認め合う関係へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「女性に対する暴力をなくす運動」期間の催しのご案内</li> <li>「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）を知ろう！パネル展 in 柿崎区、in 名立区のご案内</li> <li>女性相談のご案内</li> </ul>
<p>「ウィズじょうえつ」 からのおたより 2024. 12. 25 号</p>	<p>お互いを思いやり、ハラスマントのない安心して生き生きと働き、暮らせる社会の実現に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施報告（高田城三重櫓パープル・ライトアップ、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）を知ろう！パネル展）</li> <li>女性相談のご案内</li> </ul>
<p>「ウィズじょうえつ」 からのおたより 2025. 3. 25 号</p>	<p>女性が活躍、参画できる社会へ向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談のご案内</li> </ul>

# 「**智慧じょうえつ**」からのおたより

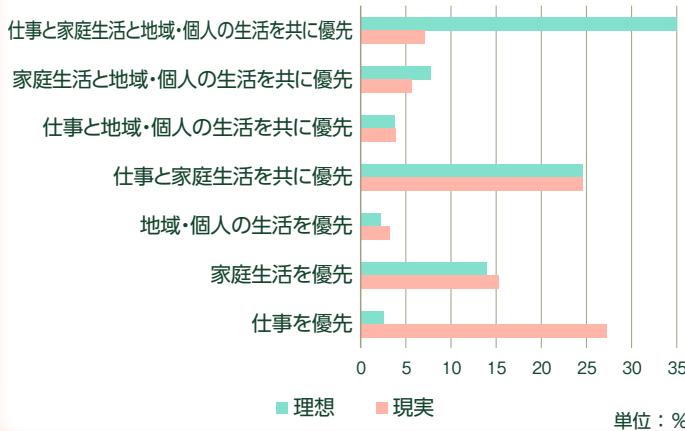
## ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)で、より自分らしく、生き生きとした多様な暮らしへ

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」を意味し、「仕事」と「仕事以外の生活(家事、育児、介護、趣味、地域活動、学習、休養など)」を、自らが希望するバランスで、その両方を充実させる生き方のことです。より自分らしく、生き生きとした多様な暮らしにつながる、ワーク・ライフ・バランスについて考えてみましょう。

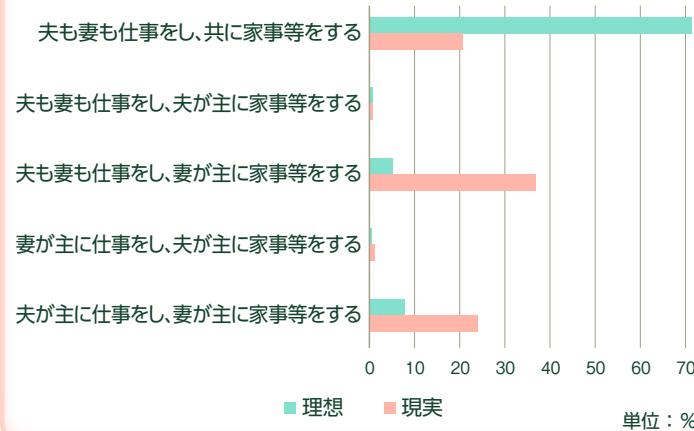
### ○仕事と生活についての市民の意識を見てみましょう。

「令和3年度上越市の男女共同参画に関する市民意識調査」より抜粋。対象：満18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）、回答772人（回答率38.6%）

#### 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についての理想と現実



#### 夫婦の役割分担の理想と現実



○上記の意識調査の結果から、理想は、仕事と生活を共に充実させ、家庭では夫婦が共に家事等をする、といったワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民の意識が高いことが分かりますが、現実は、仕事優先、家事等は主に妻がする、というように、理想と現実に隔たりがあることが分かります。

### ○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、例えば、以下のような取り組みがあります。

区分	現状・課題（例）	取り組み（例）	効果（例）
職場	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働等で離職率が高い</li> <li>長時間労働等で生産性が低く、財政的に厳しい。社員の健康不安</li> <li>人材が入ってこない（若年層はワーク・ライフ・バランスを重視する傾向）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産性向上に向けた業務の見直し、効率化、無駄削減、テレワーク</li> <li>休暇制度、育児休業、育休給付金、介護休業等の周知・推奨</li> <li>働き方改革に向けた市、県、国の支援制度を活用（※①）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離職率が低下し、人材が定着</li> <li>生産性向上による財政の改善</li> <li>社員の健康増進、意欲増進</li> <li>働き方改革の取組が進んだことで企業評価が向上し、若年層等の人材を確保</li> </ul>
個人・家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間勤務等で家庭や自分の時間がとれない。心身の疲労蓄積</li> <li>家事、育児などが女性の大きな負担になり、仕事との両立困難</li> <li>家族の介護で仕事との両立困難</li> <li>地域活動の担い手不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方の見直し（職場とも連携）。内閣府作成「10の実践」（※②）等</li> <li>家庭内でコミュニケーションを十分とり、家事、育児などを夫婦で共有</li> <li>育児休業、育休給付金、介護休業、介護保険サービス等の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や自分の時間をとることができ充実する。心身の健康増進</li> <li>男性の家事、育児等への参画。女性の社会進出（能力発揮、収入増等）</li> <li>介護離職の防止</li> <li>地域とのつながりの創出</li> </ul>

※① 詳しくは [□](#)



※② 詳しくは [□](#)



## 実施報告

ワーク・ライフ・バランス推進セミナー

# 「ワーク・ライフ・バランスで会社が利益体質に変わった」 (令和5年10月10日㊐市民プラザ)



ワーク・ライフ・バランスの推進で働きやすい労働環境づくりに取り組んでいる(株)大堀商会(新発田市、建築リフォーム)代表取締役 大堀正幸さんを講師に迎え、お話を聞きました。

生産性=成果÷労働時間とし、労働時間を減らしながら生産性と成果を増やすことを目指し、業務の効率化や無駄削減、人事評価制度改革、テレワークの推進などに取り組み、社員の満足度アップ、生産性向上、離職率低下などにつなげておられました。

「人生は有限。ワーク・ライフ・バランスを通じて幸せのために何をしたいのかを考えることは大切」とのお話が印象的でした。

講義のあと、経営者としての悩みを抱える参加者が、講師に熱心に質問をしていました。

## 実施報告

# 「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)を知ろう!」パネル展 (令和6年2月7日㊐～20日㊐ 高田城址公園オーレンプラザ)

男女共同参画サポーターの皆さんと作成した、性別による「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」の啓発パネルを展示したほか、内閣府作成のチェックシートを使って、自分自身の無意識の思い込みがどれくらいか自己診断するコーナーを設けました。

アンケートでは、パネル展を見た後のアンコンシャス・バイアスへの理解度は「理解できた」「おおむね理解できた」との回答が9割近くになるなど、啓発効果の高い展示となりました。

### アンケートから

- ・現代社会を生きていくために、必要な知識を得られた。
- ・大事なことだけど、なかなか気づかない。気づくように心にとめておく。
- ・知らないこともたくさんあって、良い勉強になった。
- ・常に心掛けなければならない重要なこと。もう少しわかりやすい日本語になれば。
- ・予想以上に自分の中で思い込みがあるということが分かった。

など、たくさんのご意見・ご感想をいただきました。



アンコンシャス・バイアスについて、もっと知りたい  
ひとはこちらから



ウィズじょうえつ  
R5.12.25号

ウィズじょうえつでは、令和6年度も登録市民団体やサポーターとの協働により、様々な講座や催しを行います。  
情報は随时、広報上越や市のホームページに掲載します。皆さんのご参加をお待ちしています。



6月23日㊐～29日㊏は男女共同参画週間です

市ホームページ  
男女共同参画推進センター

## 令和6年度キャッチフレーズ 「だれもがどれも選べる社会に」



職場、学校、地域、家庭など、さまざまな場面で性別に関係なく、個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、私たち一人一人の取り組みが必要です。

自分らしい人生の実現をはじめ、あらゆる分野での男女共同参画について、この機会に考えてみませんか。

国は、男女共同参画社会基本法の公布・施行日の平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日からの一週間を「男女共同参画週間」として、基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

## 女性相談のご案内（無料）

□女性相談員がDV(配偶者や交際相手からの暴力)問題をはじめ、家庭や職場、人間関係などの悩みに関する相談をお受けします。秘密は固く守ります。男性や匿名の相談もお受けします。

◆相談場所 ウィズじょうえつ(上越市男女共同参画推進センター) 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

◆開設日時 月曜日～土曜日／午前9時～午後5時(火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長)

※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)、市民プラザ休館日(第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日)はお休みです。

※公の施設での出張相談も行っています。相談希望日の3日前までにご予約ください。

■専用ダイヤル：025-527-3614 ■E-mail(問い合わせ) : w-soudan@city.joetsu.lg.jp

【お問い合わせやご意見はこちらまで】 ウィズじょうえつ(上越市男女共同参画推進センター)

〒943-0821 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240 E-mail : d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

# 「 ウィズ じょうえつ からのおたより 」



## DV(ドメスティック・バイオレンス)をなくし、一人ひとりが尊重され、認め合う関係へ

Domestic Violence  
DV(ドメスティック・バイオレンス)とは「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力」のことです。DVは重大な人権侵害です。一人ひとりが尊重され、認め合う関係となるために、DVについて考えてみませんか。



DVには、身体的暴力だけでなく、精神的暴力など様々な種類があります。多くは何種類かの暴力が重なって起きています。加害者はDVをしている自覚がない傾向があります。

**身体的暴力** … 窽る、蹴る、平手打ち、髪をひっぱる、突き飛ばす、物を投げつけるなど

**精神的暴力** … 大声で怒鳴る、暴言をはく、無視し続ける、脅す、大切にしているものを壊すなど

**経済的暴力** … 生活費を渡さない、借金を重ねる、仕事をさせない、ギャンブル等で浪費するなど

**性的暴力** … 性行為の強要、避妊に協力しない、中絶の強要、見たくない性的な映像を見せるなど

**社会的暴力** … 交友関係を制限する、メールや電話の内容を監視する、外出を制限するなど

**子どもを巻き込んだ暴力** … 子どもの前で暴力をふるう、子どもに暴力をふるうと脅すなど



DVには、繰り返すサイクル（周期）があるといわれています。



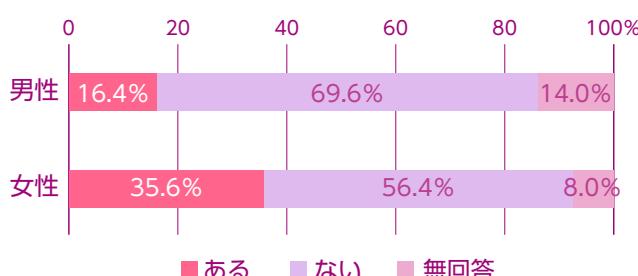
**加害者** …謝罪し、とても優しくなる  
**被害者** …相手を信じたいと思い関係を続ける

**加害者** …ストレスが蓄積され、イライラする  
**被害者** …相手を刺激しないように顔色をうかがう

**加害者** …ため込んだストレスが暴力として発散される  
**被害者** …暴力を受け、無力感や絶望感をもつ

当事者間でこのサイクル（周期）が繰り返され、加害者は被害者を支配していく傾向があります。また、加害者は相手が悪いと考える一方、被害者は自分も悪いと考え、このサイクルから逃れにくくなる傾向があります。

### topic > 当市の「配偶者等から暴力を受けたことがある人」の割合は？



令和3年度 市民意識調査<sup>(※)</sup>での「元配偶者を含む夫婦間または交際相手間で、身体的、精神的、経済的、性的暴力を1つでも受けたことがある人の割合」は、男性16.4%、女性35.6%で、女性は3人に1人を超える割合でした。

女性に対する暴力が多い背景には、男性の方が身体的、経済的、社会的な力を持つ場合が多いこと、また、「男は仕事、女は家庭」といった性別で役割を分ける考え方や、男尊女卑の意識の影響などがあると考えられます。

\*「令和3年度上越市の男女共同参画に関する市民意識調査」対象：満18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）、回答772人（回答率38.6%）



## DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

- いかなる理由があっても配偶者等への暴力は絶対にあってはならないことです。加害者は怒り等の感情を、話し合いなどの方法ではなく、暴力につなげることを選択しているのです。
- 配偶者等への暴力は、被害者の身体や心を深く傷つけ、時には命の危機にもつながります。また、子どもがDVを見聞きすることは「子どもへの心理的虐待」にあたり、子どもの心身に様々な悪影響を及ぼす恐れがあり、将来、問題解決の方法として暴力を使うようになる恐れも指摘されています。
- 人は、一人ひとりが尊重されるべき存在です。自分を大切にするとともに、対等なパートナーとして相手も大切にし、暴力は絶対にしない、そして、自分はどう思っているのかをしっかりと相手に伝え、お互いの意見や考えの違いを受け入れ、話し合うことが大切です。

**配偶者等との関係で悩んでいる方は、一人で悩まず、女性相談へご相談ください。  
DV被害者を守る法律や制度があります。相談では、相談者の気持ちや意思を尊重します。**



### 女性相談のご案内（無料）



- 女性相談員がDV(配偶者や交際相手からの暴力)問題をはじめ、家庭や職場、人間関係などの悩みに関する相談をお受けします。秘密は固く守ります。男性や匿名の相談もお受けします。
- ◆相談場所 ウィズじょうえつ（上越市男女共同参画推進センター） 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階
- ◆開設日時 月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長）  
※日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）、市民プラザ休館日（第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日）はお休みです。  
※公の施設での出張相談も行っています。相談希望日の3日前までにご予約ください。
- 専用ダイヤル：025-527-3614 ■E-mail(問い合わせ) : w-soudan@city.joetsu.lg.jp

その他の相談窓口

#### DV相談プラス

☎ 0120-279-889  
(24h対応)

メール、チャット相談▶



#### 新潟県女性のための相談窓口

#### にいがたRibbon net



#### 緊急時は警察へ！

上越警察署  
(24h対応)  
☎ 110番

### 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日㊱～25日㊴）の催しのご案内

#### 高田城三重櫓パープル・ライトアップ



写真はイメージです。

この期間中、女性への暴力根絶を広く啓発するため、高田城三重櫓を紫色にライトアップします。パープルは女性に対する暴力根絶のシンボルカラーです。

#### オンラインセミナー「何故DV関係になるのか」

新潟県女性財団が主催するセミナーをオンラインで視聴します。DV加害者・被害者の関係であった講師から、実際の体験に基づく解決に向けたお話を聴きます。

とき 11月8日金 午後2時～4時  
ところ 市民プラザ 第3会議室  
定員 50人（申込順）  
講師 （一社）エフエフピー  
中川さん夫妻

申込は10月7日㈪以降に二次元コードから。または、下記ウィズじょうえつへ



#### 男女共同参画サポーター企画

#### 「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）を知ろう！パネル展 in 柿崎区、名立区」を開催します。

今年2月にオーレンプラザで開催した、性別による無意識の思い込みや偏見のパネル展を柿崎区と名立区で行います。日頃感じていることなどを気軽に話し合うミニミニ座談会も行います。

【柿崎区】とき … 10月18日金～31日㊱（ミニミニ座談会…18日金 午前10時～正午 ※入退出自由）  
ところ … 柿崎地区公民館 第1会議室

【名立区】とき … 11月12日㊱～25日㊴（ミニミニ座談会…日程調整中、広報上越11月号で周知予定）  
ところ … 名立地区公民館 ロビー



▲2月の展示（オーレンプラザ）

[お問い合わせやご意見はこちらまで] **ウィズじょうえつ**（上越市男女共同参画推進センター）

〒943-0821 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240 E-mail : d-sankaku@city.joetsu.lg.jp



# 「**ウイズじょうえつ**」からのおたより

## お互いを思いやり、ハラスメントのない 安心して生き生きと働き、暮らせる社会の実現に向けて

ハラスメントとは「嫌がらせ」を意味する言葉です。ハラスメントは、行った人にそのつもりがなくても、相手を不快にさせ、仕事への意欲や心身の健康、人格・尊厳を傷つける、あつてはならない行為です。皆が安心して生き生きと働き、暮らせる社会の実現に向けて、ハラスメントについて考えてみませんか。

### ◆職場で起きやすいハラスメント～12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です～

#### パワーハラスメント（パワハラ）

労働施策総合推進法で防止対策を規定

優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動で、相手の就業環境が害されるハラスメントです。「優越的な関係」には、上司→部下のほか、業務上の知識や経験の差などから、同僚→同僚、部下→上司のケースもあります。なお、業務上必要かつ相当な範囲での適正な指示や指導はパワハラではありません。

- パワハラの主な形
- ①身体的な攻撃 … (例) 段落。蹴る。相手に物を投げつける。など
  - ②精神的な攻撃 … (例) 人格を否定するような言動。長時間にわたり業務に関する厳しい叱責を繰り返し行う。他の労働者の面前で大声で威圧的な叱責を繰り返し行う。など
  - ③人間関係からの切り離し … (例) 1人の労働者を同僚が集団で無視し孤立させる。など
  - ④過大な要求 … (例) 到底達成できない高い目標を課し、達成できないと厳しく叱責する。など
  - ⑤過小な要求 … (例) 嫌がらせのために仕事を与えない。など
  - ⑥個人の侵害 … (例) 本人の同意なく病歴などの慎重な取扱いが必要な個人情報を他の労働者に話す。など



#### セクシュアルハラスメント（セクハラ）

男女雇用機会均等法で防止対策を規定

相手が不快に感じる「性的な言動※」により、相手の就業環境が害されたり、拒否した相手に不利益を与えるハラスメントです。男女とも加害者にも被害者にもなり得ます。同性に対するものも該当します。



※「性的な言動」の例…性的な関係の要求、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、必要なない身体への接触、性的な事実や体験を尋ねるなど

- (例) 「付き合っている人はいる？」と執拗に聞き、聞かれた人の就業意欲が低下した。
- (例) 上司が部下の身体に触り、抗議されたため、その部下に不利益な配置転換を行った。など

#### 妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で防止対策を規定

妊娠・出産したこと、育児休業や介護休業などを利用することに対しての言動により、その労働者の就業環境が害されるハラスメントです。

- (例) 「妊婦に大事な仕事は任せられない」と繰り返し言い、雑務ばかりさせる。
- (例) 育児休業をとることを上司に相談したところ、「男が育児休業をとるなんてあり得ない」と言われ諦めた。など



※ 妊娠・出産したこと、育児休業や介護休業の利用などを理由に、解雇、不利益な配置転換などの不利益な取扱いをすることは禁止されています。

## 職場でハラスメントを受けていたりと思ったら・・・

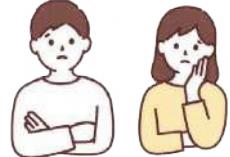
- ハラスメントは我慢しても解決せず、エスカレートするリスクもあります。ひとりで悩まず、上司や同僚、または就業先の相談窓口へ相談しましょう。全ての事業主は「パワハラ」「セクハラ」「妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント」の相談窓口を設置し、適切に対応するための体制整備などが義務づけられています。
  - 就業先で相談できない場合は、全国の労働基準監督署内などにある「総合労働相談コーナー」（最寄りは、上越総合労働相談コーナー TEL025-524-2111）などがあります。
- ※就業先の相談窓口への相談等をした労働者への、相談等したことを理由とした不利益な取扱いは禁止されています。

## ◆職場以外でも

### モラルハラスメント（モラハラ）

道徳や倫理に反した、精神的な嫌がらせや相手の尊厳を傷つける言動がモラハラです。家庭、学校、職場など、さまざまな場面で起こり得るもので、パワハラと違い、立場に関係なく行われます。

（例）相手の容姿や人間性・能力の否定。無視。相手に聞こえていると分かっていての悪口。  
舌打ち、わざとらしいため息。など



※他にもさまざまなハラスメントがあります。

## ◆ハラスメントを防ぐために

- ハラスメントについての知識を持ちましょう。（加害者にならないためにも）
- 事業主は、相談を受けやすい環境整備などをを行いましょう。
- 一人ひとりがお互いを思いやりましょう。
- 自分の価値観を一方的に相手へ押しつけないようにしましょう。
- 「女性（男性）はこうあるべき」といった、自分自身の“無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）”に気づき、言動に気をつけましょう。
- 日頃から話しやすい雰囲気をつくり、コミュニケーションをとりましょう。

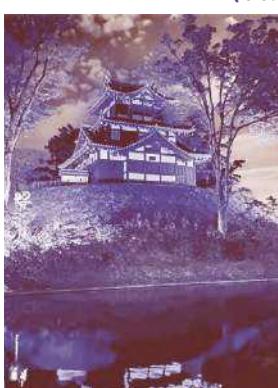
### 参考

ハラスメント対策の  
総合サイト  
「あかるい職場応援団」  
(厚生労働省)



### 実施報告

高田城三重櫓パープルライトアップ  
全国「女性に対する暴力をなくす運動」期間  
(11/12火～25月)



市では初めて、高田城三重櫓を女性への暴力根絶のシンボルカラーの紫色にライトアップし、女性への暴力根絶を広く啓発しました。

全国各地の  
パープルラ  
イトアップ  
(高田城三重櫓の写真も掲載)



### 実施報告

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）  
を知ろう！パネル展in柿崎区（10/18金～31木 柿崎地区  
公民館）、in名立区（11/12火～25月 名立地区公民館）

男女共同参画サポーターの皆さんと作成した、性別による「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）」の啓発パネル展を柿崎区と名立区で行いました。あわせて、ミニミニ座談会を両区で行い、家事や育児、地域のことなど、お茶を飲みながら和やかに意見交換しました。



▲柿崎区



▲名立区（ミニミニ座談会）

## 女性相談のご案内（無料）



□女性相談員がDV（配偶者や交際相手からの暴力）問題をはじめ、家庭や職場、人間関係などの悩みに関する相談をお受けします。秘密は固く守ります。男性や匿名の相談もお受けします。

◆相談場所 ウィズじょうえつ（上越市男女共同参画推進センター） 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

◆開設日時 月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長）

※日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）、市民プラザ休館日（第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日）はお休みです。

※公の施設での出張相談も行っています。相談希望日の3日前までにご予約ください。

■専用ダイヤル：025-527-3614 ■E-mail(問い合わせ) : w-soudan@city.joetsu.lg.jp

[お問い合わせやご意見はこちらまで] ウィズじょうえつ（上越市男女共同参画推進センター）

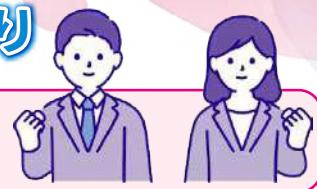
〒943-0821 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240 E-mail : d-sankaku@city.joetsu.lg.jp



# 「 ウィズじょうえつ からのおたより 」

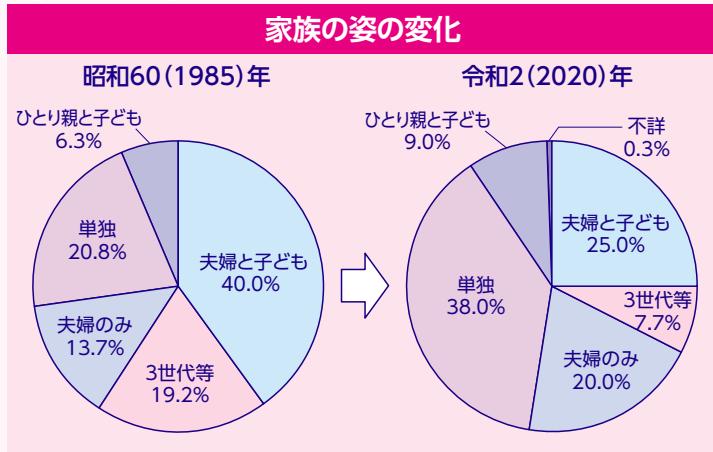
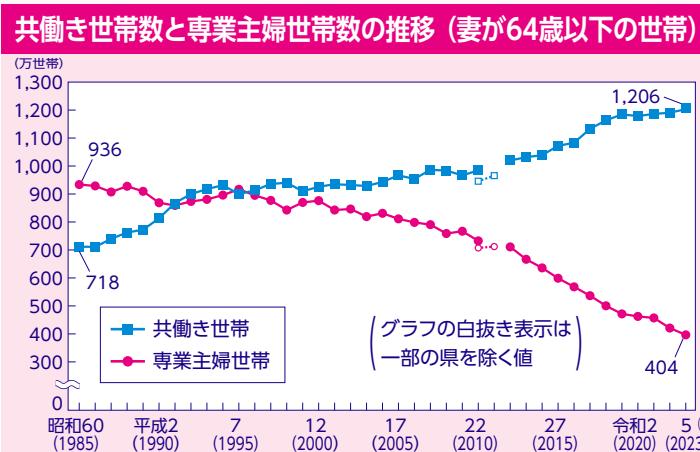
## 女性が活躍、参画できる社会へ向けて



男女が互いを認め合い、本人の意思により、自分らしさを生かして個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、女性の活躍、参画は欠かせません。

主に就業面から、女性の活躍、参画について考えてみましょう。

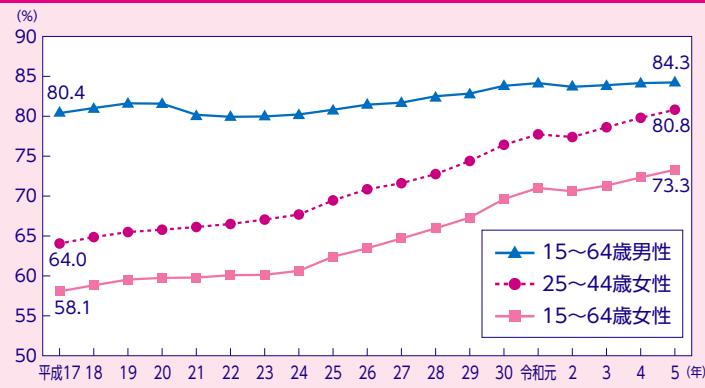
### ◆全国の様子（下記のグラフは「令和6年版男女共同参画白書」を基に作成）



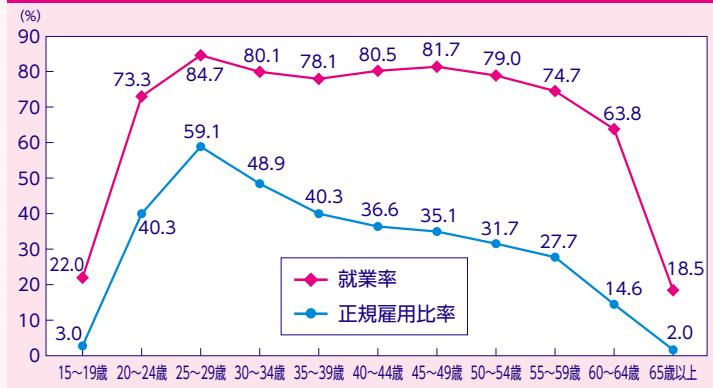
- 約30年前に共働き世帯数が専業主婦世帯数を追い抜き、令和5年では、その差が3倍となっています。家族の姿は、40年前は夫婦と子ども世帯、3世代等世帯で6割を占めていましたが、令和2年では単独世帯、ひとり親世帯で約5割を占める姿に変わりました。
- この間、1985年の女子差別撤廃条約の批准を経て、1986年に男女雇用機会均等法、1999年に男女共同参画社会基本法、2015年に女性活躍推進法（※）などが施行され、性別にかかわらず、男女ともに本人の意思で自分らしさを生かして個性と能力を発揮することができる社会の実現へ向けて、女性の活躍、参画は欠かせないものとなっています。

※女性活躍推進法に基づき、女性の活躍を推進するための取組の計画として、従業員が101人以上の企業は「一般事業主行動計画」を、国及び地方公共団体の機関は「特定事業主行動計画」を策定し、管理職に占める女性労働者の割合、男女別の育児休業取得率などを公表することが義務づけられています。

### 就業率の推移



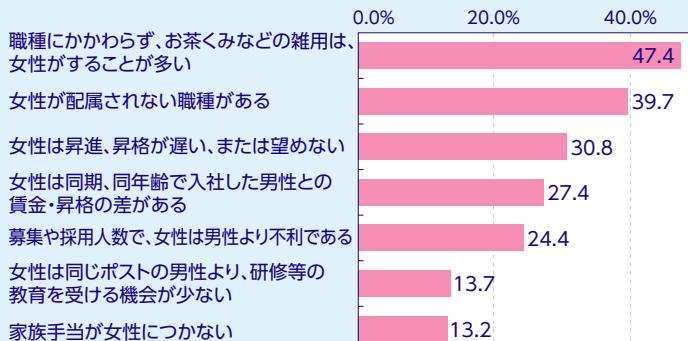
### 女性の年齢階級別正規雇用比率（令和5年）



- 就業率は、男性より女性が上昇傾向にあります。
- 「女性の年齢階級別正規雇用比率」のグラフを見ると、正規雇用比率が25~29歳の59.1%をピークに低下しています。L（エル）の字を倒したような形から「L字カーブ」と呼ばれています。
- 「L字カーブ」の傾向は、結婚や出産、育児といったライフイベントを契機に、退職、または働き方を変え、非正規雇用を選択する女性が増えるためと考えられます。このことは生涯賃金の男女格差につながる要因の一つであり、「L字カーブ」の解消に向けて、育児休業等による正規雇用の継続、女性に偏ることが多い家事や育児の負担軽減などが重要と考えられます。

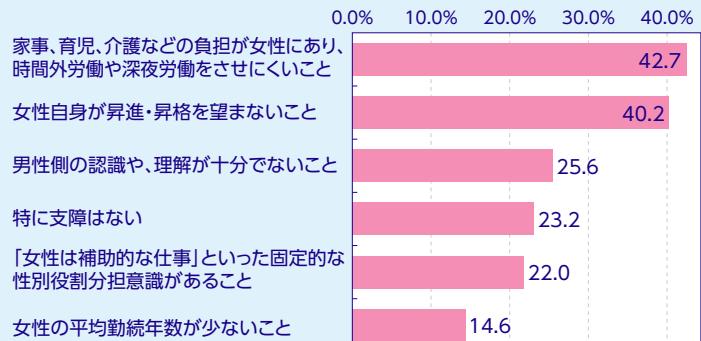
## ◆上越市の様子 (下記のグラフは「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査、市内事業所アンケート」を基に作成)

### ①職場における男女の差について(正規社員・職員への問い合わせ)



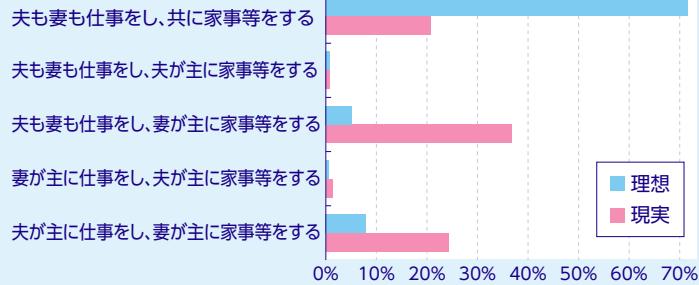
職場で女性は「雑用をすることが多い」「昇進・昇格が遅い、または望めない」「同期の男性より賃金・昇格で不利」「男性より研修などを受ける機会が少ない」などの状況があることが分かります。

### ②女性人材活用で支障になると思われること(事業所への問い合わせ)



事業所での女性の活用に当たり、「家事、育児等の多くの負担が女性にあり、時間外労働や深夜労働をさせにいくこと」「女性自身が昇進・昇格を望まないこと」「男性の認識や理解が十分でない」「女性は補助的な仕事を担当、といった意識」などが支障になると思われていることが分かります。

### ③夫婦の役割分担の理想と現実



理想は「夫も妻も仕事をし、共に家事等をする」ですが、現実は「妻が主に家事等をする」であることが分かります。

## ◆女性の活躍、参画に向けて

- ②のグラフの「女性自身が昇進・昇格を望まない」ということの背景には、配属先や研修の偏りなどで獲得する仕事力が限定され自分に自信が持てない、家事や育児などを担う時間が長い、男性の長時間労働のような働き方をできない、といった事情も考えられます。
- 性別による役割等の決めつけ（多くは「性別による無意識の思い込み（※）」による）をせず、男女ともに職場や地域などで参画の機会を得られるとともに、男性の長時間労働などの働き方を見直し、男性も主体的に家事や育児などに参画することで女性の負担を軽減し、女性も男性も活躍できる社会を目指しましょう。
- (男女ともに活躍でき、ワーク・ライフ・バランス（※）を重視した職場は、人材獲得の面からも有利です)



参考「Wizjyouetsukara no otayori」  
バッケンバー  
※性別による無意識の思い込み(2023.12.25号)  
※ワーク・ライフ・バランス(2024. 6.25号)



参考「市区町村女性参画状況  
見える化マップ」(内閣府)  
・市区町村自治体の女性管理職比率などを掲載

## 女性相談のご案内（無料）



□女性相談員がDV(配偶者や交際相手からの暴力)問題をはじめ、家庭や職場、人間関係などの悩みに関する相談をお受けします。秘密は固く守ります。男性や匿名の相談もお受けします。

◆相談場所 ウィズじょうえつ（上越市男女共同参画推進センター） 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

◆開設日時 月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長）

※日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）、市民プラザ休館日（第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日）はお休みです。

※公の施設での出張相談も行っています。相談希望日の3日前までにご予約ください。

■専用ダイヤル：025-527-3614 ■E-mail(問い合わせ)：w-soudan@city.joetsu.lg.jp

[お問い合わせやご意見はこちらまで] ウィズじょうえつ（上越市男女共同参画推進センター）

〒943-0821 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240 E-mail : d-sankaku@city.joetsu.lg.jp



## 令和6年度 上越市の男女共同参画の取組

---

令和7年11月発行

発行 新潟県上越市

総合政策部 多文化共生課 男女共同参画推進センター(ウィズじょうえつ)

〒943-0821 上越市土橋 2554 上越市市民プラザ 2階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240